

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2024年9月25日
【事業年度】	第55期（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）
【会社名】	株式会社物語コーポレーション
【英訳名】	The Monogatari Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 央之
【本店の所在の場所】	愛知県豊橋市西岩田五丁目7番地の11
【電話番号】	0532-63-8001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 財務・成長戦略担当 津寺 毅
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊橋市西岩田五丁目7番地の11
【電話番号】	0532-63-8001(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 財務・成長戦略担当 津寺 毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	2020年6月	2021年6月	2022年6月	2023年6月	2024年6月
売上高 (百万円)	57,960	64,018	73,277	92,274	107,156
経常利益 (百万円)	3,028	4,265	6,167	7,179	8,582
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	456	2,727	3,727	4,693	5,639
包括利益 (百万円)	447	2,708	3,757	4,730	5,641
純資産額 (百万円)	17,493	19,961	22,960	24,954	29,558
総資産額 (百万円)	38,422	47,752	46,196	50,011	61,530
1株当たり純資産額 (円)	481.37	541.79	623.45	686.37	816.19
1株当たり当期純利益 (円)	12.64	75.36	102.85	129.48	158.15
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	12.60	74.98	102.41	127.78	151.95
自己資本比率 (%)	45.3	41.0	49.0	48.9	47.2
自己資本利益率 (%)	2.6	14.7	17.6	19.9	21.0
株価収益率 (倍)	110.6	33.0	18.9	26.9	21.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,826	5,789	8,778	9,695	10,626
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,870	5,776	7,383	8,042	9,240
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,687	4,225	7,251	3,229	3,519
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	9,888	14,214	8,464	6,853	11,803
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,279 (5,291)	1,429 (5,316)	1,442 (6,651)	1,581 (7,782)	1,809 (8,846)

- (注) 1. 当社は、2021年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社は、2023年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 従業員数の欄に記載している平均臨時雇用者数には、人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第53期の期首から適用しており、第53期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期
決算年月	2020年 6月	2021年 6月	2022年 6月	2023年 6月	2024年 6月
売上高 (百万円)	55,871	61,261	70,872	89,243	104,096
経常利益 (百万円)	3,112	3,725	6,144	7,210	8,439
当期純利益 (百万円)	908	2,039	3,972	4,693	5,608
資本金 (百万円)	2,727	2,749	2,863	2,883	2,883
発行済株式総数 (株)	6,027,622	12,070,442	12,112,512	36,354,750	36,354,750
純資産額 (百万円)	17,841	19,641	22,879	24,667	29,240
総資産額 (百万円)	38,567	47,176	45,754	49,407	60,830
1株当たり純資産額 (円)	491.00	532.96	621.23	683.12	811.32
1株当たり配当額 (円)	95	85	65	50	32
(うち1株当たり中間配当額)	(55)	(50)	(30)	(35)	(15)
1株当たり当期純利益 (円)	25.15	56.36	109.60	129.48	157.29
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	25.07	56.08	109.14	127.77	151.12
自己資本比率 (%)	46.0	40.9	49.3	49.2	47.5
自己資本利益率 (%)	5.1	11.0	18.9	20.0	21.0
株価収益率 (倍)	55.6	44.1	17.8	26.9	21.5
配当性向 (%)	62.9	35.4	19.7	20.5	20.3
従業員数 (人)	1,151	1,244	1,287	1,401	1,637
(外、平均臨時雇用者数)	(4,903)	(5,126)	(6,568)	(7,486)	(8,502)
株主総利回り (%)	98.7	176.4	140.4	249.3	245.2
(比較指標: TOPIX配当込み)	(103.1)	(131.2)	(129.4)	(162.6)	(204.3)
最高株価 (円)	10,480	7,820 (14,120)	8,100	3,555 (7,390)	5,450
最低株価 (円)	4,650	6,010 (7,080)	4,910	2,340 (5,220)	3,170

- (注) 1. 当社は、2021年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。第52期の1株当たり配当額85円は当該株式分割前の1株当たり中間配当額50円と当該株式分割後の1株当たり配当額35円を合算した金額となっております。
2. 当社は、2023年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。第54期の1株当たり配当額50円は当該株式分割前の1株当たり中間配当額35円と当該株式分割後の1株当たり配当額15円を合算した金額となっております。
3. 従業員数の欄に記載している平均臨時雇用者数には、人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。
4. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所プライム市場におけるものであります。それ以前については、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第52期及び第54期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、( )内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第53期の期首から適用しており、第53期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年 月	事 項
1949年12月	愛知県豊橋市広小路におでん屋『酒房源氏』を創業
1969年 9月	「株式会社げんじ」を資本金500万円で設立
1989年 2月	愛知県豊橋市に『しゃぶしゃぶ海鮮 源氏総本店』1号店を開店
1990年12月	愛知県豊橋市に『魚貝三昧 げん屋』を開店
1995年12月	愛知県豊橋市に『焼肉一番カルピ』1号店を開店
1997年 6月	商号を「株式会社物語コーポレーション」に変更
1997年11月	愛知県豊橋市に本社（現 豊橋フォーラムオフィス）を移転
2000年11月	東京都港区赤坂に東京本部を開設
2001年 6月	愛知県安城市に『丸源ラーメン』1号店を開店
2005年11月	愛知県一宮市に『二代目丸源』1号店を開店
2005年12月	神奈川県相模原市中央区に『お好み焼本舗』1号店を開店
2007年 3月	石川県野々市市に『焼肉きんぐ』1号店を開店
2008年 3月	ジャスダック証券取引所（東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に株式を上場 （2010年 8月上場廃止）
2010年 6月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2011年 6月	東京証券取引所市場第一部銘柄へ指定
2011年 7月	愛知県小牧市に製麺工場『物語フードファクトリー』を設立
2011年11月	中華人民共和国に現地法人「物語(上海)企業管理有限公司」を設立
2012年 5月	東京都港区南青山に東京本部（現 東京フォーラムオフィス）を移転
2012年 6月	東京都町田市に『寿司・しゃぶしゃぶ ゆず庵』1号店を開店
2013年11月	福岡県福岡市博多区に福岡フォーラムオフィスを開設 大阪府大阪市淀川区に大阪フォーラムオフィスを開設
2015年 3月	東京都港区に『熟成焼肉 肉源』1号店を開店
2016年 9月	東京都港区南青山に東京フォーラムキッチンを開設
2017年 4月	愛知県名古屋市中村区に名古屋フォーラムオフィスを開設
2017年 7月	愛知県豊橋市に『熟成醤油ラーメン きゃべとん』1号店を開店
2018年 8月	愛知県豊橋市に「Storyteller株式会社」を設立
2019年 4月	東京都中央区に『牛たん大好き 焼肉はっぴい』1号店を開店 愛知県小牧市に液体調味料製造工場『物語フードラボ』を設立
2021年 8月	愛知県豊橋市に『焼きたてのかるび』1号店を開店
2022年 4月	東京証券取引所プライム市場へ移行
2023年 5月	インドネシアに現地法人「PT.Agrapana Niaga Gemilang」を設立
2023年 6月	愛知県豊橋市に『濃厚中華そば 餃子 丸福』1号店を開店 東京都調布市に『果実屋珈琲』1号店を開店
2024年 5月	中華人民共和国香港特別行政区に「物語香港有限公司」を設立
2024年 7月	東京都港区北青山（現住所）に東京フォーラムオフィスを移転

### 3【事業の内容】

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社および連結子会社4社で構成されており、直営およびフランチャイズによる外食事業を営んでおります。

当社グループによる当連結会計年度末の店舗数は720店舗（直営店〔国内〕448店舗、フランチャイズ店〔国内〕244店舗、海外28店舗）を有しております。

当社は国内において郊外型大型店を主とする13ブランドを展開しております。

#### 『焼肉きんぐ』

「きんぐカルビ」をはじめとする五大名物を看板商品とし、豊富なサイドメニューを取り揃えたテーブルオーダー形式の焼肉食べ放題店。ファミリー層の利用を中心とした郊外型大型店。

#### 『丸源ラーメン』

「熟成醤油ラーメン 肉そば」を看板商品とし、お子様メニューや季節商品を多数取り揃えたラーメン専門店。ファミリー層を中心に、おひとり様での利用もできる郊外型大型店。

#### 『二代目丸源』

「熟成醤油ラーメン きゃべとん」を看板商品とし、お子様メニューや季節商品を多数取り揃えたラーメン専門店。ファミリー層を中心に、おひとり様での利用もできる郊外型大型店。

#### 『熟成醤油ラーメン きゃべとん』

「熟成醤油ラーメン きゃべとん」を看板商品とし、お子様メニューや季節商品を多数取り揃えたラーメン専門店。ファミリー層を中心に、おひとり様での利用もできる郊外型中規模店。

#### 『お好み焼本舗』

「おこぼん焼」と串カツを看板商品とした食べ放題店。豊富なサイドメニューや季節商品をとり揃え、幅広い年代、利用シーンに対応した郊外型大型店。

#### 『寿司・しゃぶしゃぶ ゆず庵』

素材にこだわった寿司やしゃぶしゃぶを看板商品とし、和をコンセプトとしたテーブルオーダー形式の食べ放題店。ランチメニューも提供し、お祝いの席から日常使いまで、シニア層やファミリー層を中心とする幅広い利用シーンに対応した郊外型大型店。

#### 『魚貝三味 げん屋』

創業の地豊橋に店舗を構え、豊富な日本酒と、産地直送の新鮮な食材を使った魚貝料理など、料理人が調理する本格的な和食を提供する割烹料理店。個室も構え、接待や宴会など、幅広い利用シーンに対応した繁華街型店舗。

#### 『しゃぶとかに 源氏総本店』

素材と産地にこだわった食材を使ったしゃぶしゃぶや和食懐石を提供する和食専門店。個室も構え、接待をはじめ大人数での宴会や慶弔事など、幅広い利用シーンに対応した郊外型大型店。

#### 『牛たん大好き 焼肉はっぴい』

牛タンを看板商品に和牛や国産牛を提供する焼肉専門店。ビジネスパーソンや近隣ファミリー層が気軽に利用できる繁華街型店舗。

#### 『熟成焼肉 肉源』

熟成肉と産地や品種にこだわった豊富なワインを提供する焼肉専門店。個室も構え、カジュアルな接待やカップルでの利用など幅広い利用シーンに対応した繁華街型大型店。

#### 『焼きたてのかるび』

「焼きたてのカルビ丼」と「ユッケジャンスープ」を看板商品としたファストカジュアル焼肉店。テークアウトやデリバリーの利用もできる郊外型中規模店。

#### 『果実屋珈琲』

厳選された四季折々の熟成された果実をふんだんに使用したサンドイッチやデザートを看板商品としたカフェ&ショップ。テークアウトにも対応した郊外型大型店。

#### 『濃厚中華そば 餃子 丸福』

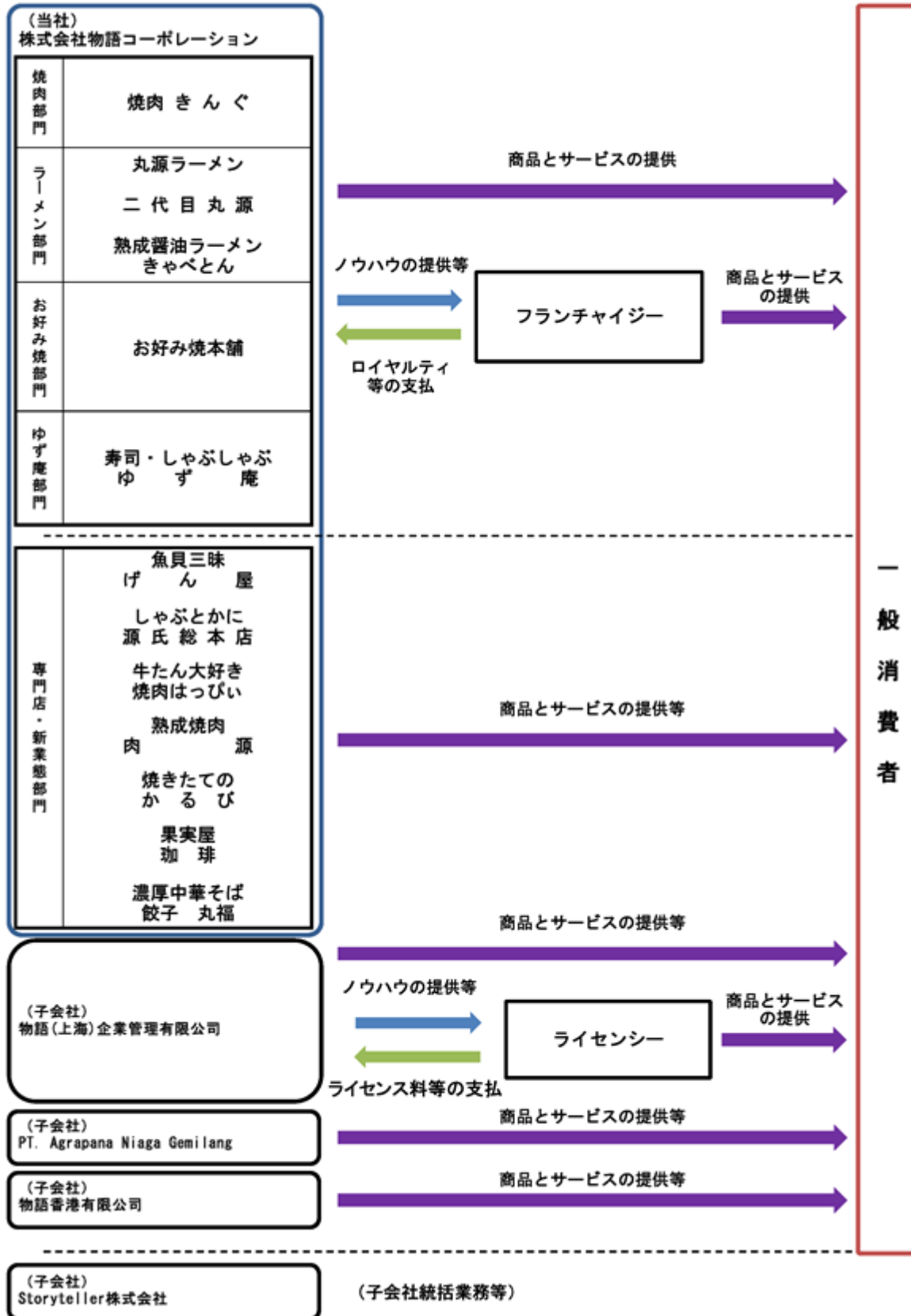
「濃厚中華そば」と「丸福餃子」を看板商品とする中華そば専門店。ファミリー層を中心に、おひとり様での利用もできる郊外型中規模店。

また、フランチャイズ加盟企業からの売上歩合方式のロイヤルティ・加盟金・業務受託料などを徴収するフランチャイズ事業を行っております。

子会社である「物語（上海）企業管理有限公司」は中国での飲食店運営、「PT.Agrapana Niaga Gemilang」はインドネシアで飲食店運営をそれぞれ行っております。

当社グループは飲食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当社グループおよびフランチャイズ店を含めた事業の系統図は次のとおりであります。



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 物語(上海)企業管理 有限公司 (注)1	中国上海市	7百万US\$	レストラン経営	100	資金の援助、役員 の兼任
Storyteller株式会社 (注)3	愛知県豊橋市	10百万円	子会社の統括業務 など	100	資金の援助、役員 の兼任
PT.Agrapana Niaga Gemilang (注)1	インドネシア ジャカルタ	700億IDR	レストラン経営	65	役員兼任
物語香港有限公司 (注)1.2	中華人民共和 国香港特別行 政区	15百万HK\$	レストラン経営	100	資金の援助、役員 の兼任

(注)1.特定子会社に該当しております。

2.当社は、2024年5月28日に物語香港有限公司を新たに設立し、同社を連結子会社といたしました。

3.Storyteller株式会社については、2024年8月9日開催の取締役会において解散を決議し、現在清算手続き  
中であります。

#### 5【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2024年6月30日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
焼肉部門	591 (4,532)
ラーメン部門	339 (1,557)
お好み焼部門	34 (208)
ゆず庵部門	219 (1,781)
専門店部門	88 (354)
その他部門	172 (344)
フランチャイズ部門	5 (-)
管理・開発・製造部門	361 (70)
合計	1,809 (8,846)

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員を含  
んでおります。)は年間平均人員を( )外数で記載しております。

(2)提出会社の状況

2024年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
1,637 (8,502)	32歳10カ月	4年11カ月	5,149,909

セグメント情報を記載していないため、事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2024年6月30日現在

事業部門の名称	従業員数(人)
焼肉部門	591 (4,532)
ラーメン部門	339 (1,557)
お好み焼部門	34 (208)
ゆず庵部門	219 (1,781)
専門店部門	88 (354)
フランチャイズ部門	5 (-)
管理・開発・製造部門	361 (70)
合計	1,637 (8,502)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト及び人材派遣会社からの派遣社員を含んでおります。)は年間平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 前事業年度末比236人の増員は、当事業年度の新規出店に伴い、社員採用数を増加させたことが要因であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異  
提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
4.7	59.6	68.8	80.5	100.7

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

連結子会社

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)および「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループでは「Smile & Sexy (スマイル アンド セクシー)」という、“自己実現を目指す”経営理念のもと、素敵に自由に、正々堂々、人間味豊かな“物語人”が集う「個」が溢れる企業を目指しております。

今後とも、この経営理念の体現により持続的な企業価値向上に向けた諸施策に取り組んでまいります。

#### (2) 経営環境

外食業界におきましては、持続的な賃上げが下支えとなり、国内の消費活動は緩やかな回復が見込まれます。一方で、国際情勢の先行き不安や世界的なインフレの進行などによるエネルギー価格や原材料価格の上昇により、依然として厳しい経営環境が続くものと思われ、環境の変化に合わせた柔軟な経営が求められております。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略及び会社の対処すべき課題

当社グループは中期経営計画「ビジョン2025」に定める「日本・海外における『業態開発型リーディングカンパニー』の実現」に向けて、国内においては主力ブランドの『焼肉きんぐ』、『丸源ラーメン』、『寿司・しゃぶしゃぶ ゆず庵』ならびに新業態の『焼きたてのかるび』を中心に積極的な出店を行います。また、既存店舗のリニューアルや商品、サービスなどの向上を中心とした継続的なフォーマット改善を推進し、選ばれるブランドづくりを目指しております。加えて、国内のみならず中国・インドネシアにおける新業態の開発や展開にも積極的に取り組んでまいります。さらに、当社グループの最大の差別化要素である人財への投資を積極的に行うとともに、新たな価値創造を加速させるDX(注1)と本社機能の整備を通して、経営基盤の充実を図ってまいります。

これらを実現するためには、外部環境と内部環境のあらゆる変化にもスピーディに対応することにより、経営基盤をより強固なものとし、市場競争力を向上させていくことが大きな課題であると認識しております。このような状況のもと、以下の6施策を重要施策として認識し、企業価値をより一層高めることに繋げてまいります。

##### 既存ブランドの事業拡大と収益性向上

店舗ごとに収益性を重視した質の高い出店を積極的に推進し、郊外ロードサイド市場の寡占化を目指します。また、人財教育やフランチャイズ加盟店への支援をさらに加速させます。加えて、「差別化の積み重ね」にこだわり、ブランド力のさらなる向上、サプライチェーンの最適化や各種コスト削減を推進し、収益性の向上を図ります。

##### 新業態・新事業を日本、海外でチャレンジ

新たな収益の柱を育成するために、新業態開発への取り組みを強化し、また、持続的な成長を目指すために、新規事業開発や海外事業開発にもチャレンジします。

##### 多様な理念型人財の採用

人種、国籍、セクシュアリティなどの垣根を超え、私たちの経営理念である「Smile & Sexy」に共感する人財を採用し、成熟・自立した「個」が集う集団を目指します。

##### 個の覚醒を促すD&I(注2)と人財育成の推進

当社グループは「個」の尊厳を「組織」の尊厳より上位に置き、「個」の明言から生まれる議論を多くの差別化要素を生み出す源泉とし、組織の成長に繋がります。また、覚醒した「個」の発掘と人財育成を強く推進し、成熟・自立したリーダーを生み出すことで、「とびっきりの笑顔と心からの元気」で世の中をイキイキさせることを目指します。

##### 新たな価値創造を加速させるDXと本社機能強化の推進

DXの推進をより加速させ、社会の大きな変化やお客様のニーズへの対応と新たな価値創造に取り組むとともに、業務そのものを変革することで、生産性のさらなる向上を目指します。

サステナビリティの推進

「豊かな社会」と「お客様に必要とされるブランド・会社」の両立を目指し、サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）を特定し、事業戦略とサステナビリティの運動を深めることで、持続的な社会の実現と企業価値の向上を目指します。

（注1）DXとは、デジタルトランスフォーメーションの略称であります。

（注2）D&Iとは、ダイバーシティ&インクルージョンの略称であります。

（4）目標とする経営指標

当社グループは、2019年6月に2025年6月期を最終年度とした中期経営計画「ビジョン2025」を策定し、次期以降も増収増益を目指してまいります。

そのうえで、2025年6月期までを対象とした以下の経営指標を目標としております。

2025年6月期のグループ店舗売上高（注）1,716億円

2025年6月期の連結売上高1,215億円

連結決算における売上高、営業利益、経常利益の年間毎平均10%以上の成長

既存店売上高のプラス成長

ROA（総資産経常利益率）15%以上の維持

ROE（自己資本利益率）15%以上の維持

ROIC（投下資本利益率）15%以上の維持

ROIC = 税引後経常利益 ÷ (自己資本 + 有利子負債)

（注）グループ店舗売上高とは、当社直営店とフランチャイズ店の店舗売上高の合計を指しております。

なお、2024年6月期における当社グループの各項目についての状況は以下のとおりです。

項目	2023年6月期 実績	2024年6月期 実績	2025年6月期 目標値
グループ店舗売上高 （注1）	1,325億円	1,550億円	1,716億円
既存店売上高の前期比	前期比17.0%増	前期比8.1%増	プラス成長
連結売上高 （前期比）	922億円 （前期比25.9%増）	1,071億円 （前期比16.1%増）	1,215億円 （前期比平均10%以上の成長）
連結営業利益 （前期比）	72億円 （前期比150.6%増）	81億円 （前期比13.3%増）	-（注2） （前期比平均10%以上の成長）
連結経常利益 （前期比）	71.7億円 （前期比16.4%増）	85.8億円 （前期比19.5%増）	95.3億円 （前期比平均10%以上の成長）
ROA	14.9%	15.3%	15%以上
ROE	19.9%	21.0%	15%以上
ROIC	14.2%	15.0%	15%以上

（注1）グループ店舗売上高とは、当社直営店とフランチャイズ店の店舗売上高の合計を指しております。

（注2）連結営業利益の2025年6月期の目標値については、外部への公表をしておりませんので記載を省略いたしました。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方および取組みは、次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

### (1) 当社グループのサステナビリティに関する基本的な考え方

当社グループの経営理念である「Smile & Sexy (スマイル アンド セクシー)」のもと、健全な企業統治体制を構築し、お客様や株主様はもとよりお取引先様、従業員、ひいては社会からの揺るぎない信頼の確立を目指しております。加えて、当社の事業活動を通じて社会の課題解決と持続的発展に貢献することを経営の基本方針としております。

また、2022年6月にサステナビリティ基本方針を下記のとおり策定し、当社グループのマテリアリティ(重点課題)を特定しました。

### サステナビリティ基本方針

私たちは、「Smile & Sexy」、すなわち「素敵に自由に正々堂々、人間味豊かに自分を表現しよう」という経営理念のもと、「自ら意思決定できる自立した“人財”」の活性化を成長戦略の軸に据えております。“個”の魅力に溢れる“人財”が、「いつどの店に行っても、笑顔と元気になれる」という「ブランド価値」を作り上げ、「とびっきりの笑顔と心からの元気」で世の中をイキイキさせることにつながると考えています。

私たちは、健全な企業統治体制のもと、お客様・株主様はもとよりお取引先様、従業員、ひいては社会からの揺るぎない信頼の確立を図ります。そして、私たちは事業活動を通じて「豊かな社会」と「お客様に必要とされるブランド・会社」の両立を実現を目指し、社会の課題解決と持続的発展に貢献していきます。

#### ・お客様からの信頼を確保するために

私たちは、お客様の満足と信頼によって成り立っていることを十分に認識し、常にお客様にご満足いただける安心かつ高品質な商品提供とおせっかいなまでのフレンドリーなサービスを提供してまいります。

#### ・お取引先様からの信頼を確保するために

私たちは、お取引先様とは良きパートナーとしてコミュニケーションを重視し、公正かつ自由な取引を確保するとともに、相互に信頼関係を深め、共に繁栄を図ってまいります。

#### ・従業員からの信頼を確保するために

私たちは、すべての従業員の多様性・人権を尊重し、安全・衛生はもとより、それぞれの能力を発揮でき、公正に評価される優れた職場環境を作ってまいります。

#### ・株主様からの信頼を確保するために

私たちは、企業経営に関する法令を遵守するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、健全かつ透明性あるコーポレートガバナンス体制を構築いたします。また、企業経営と事業活動に関する情報を公正かつ適時・適切に開示し、建設的な対話をすることで、株主・投資家の皆様と長期的な信頼関係を築いてまいります。

#### ・社会からの信頼を確保するために

私たちは、適用されるすべての関連法令、社会的規範や内部ルールを厳格に遵守するとともに、贈収賄など腐敗行為の防止を徹底し、社会の良識に沿った公正で誠実な行動を行います。加えて、気候変動問題や人権問題をはじめとする社会課題にもお取引先様と協力しながら積極的に取り組み、社会に対する責任を果たしてまいります。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに速やかに排除してまいります。

(2) 当社グループにおけるサステナビリティに関する取り組み体制

当社グループでは、サステナビリティの取り組みを推進するために、2022年6月に代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置するとともに、取締役会の監督体制および経営陣の役割を定めております。

・取締役会の監督体制

当社取締役会は気候変動対応を含むサステナビリティ課題への対応を重要な経営課題として認識しており、サステナビリティの視点を踏まえた経営を促進するため、代表取締役社長が議長を務めるサステナビリティ委員会を2022年6月に設置しました。取締役会はサステナビリティ委員会から気候変動に関する事項を含むサステナビリティ課題について年1回以上報告を受けるなど、サステナビリティ課題に対する取り組みの強化を行っております。

・経営陣の役割

代表取締役の意思決定の諮問機関であり、常勤役員および執行役員、本部長および事業部長が構成メンバーである「経営会議」においても、サステナビリティ委員会から気候変動に関する事項を含むサステナビリティ課題に関して適宜報告を受けており、サステナビリティ課題に関する重要方針、施策について経営トップ層間の意思統一と周知徹底を行っております。

・サステナビリティ委員会

当社はサステナビリティの視点を踏まえた経営を促進するため、サステナビリティ委員会では、気候変動に関する事項を含むサステナビリティ重要課題（マテリアリティ）や関連したサステナビリティ目標など、全社として中長期的に取り組むテーマや方向性の議論を行い、全社方針や目標を策定します。また、それらを実践するための体制の構築・整備を行い、取り組み状況のモニタリングを行います。サステナビリティ委員会で審議および決定された主要事項は経営会議および取締役会にて報告され、監督・指示される体制となっております。

(3) 当社グループにおけるサステナビリティに関するリスク管理

当社グループでは、サステナビリティ経営を推進するため、事業に関わるリスクと機会を分析したうえで9つのマテリアリティ（重点課題）を特定しております。特定されたマテリアリティ（重点課題）については、サステナビリティ委員会を中心にリスクの回避、軽減、コントロール、機会に対して早期着手に向けた方針の策定や対応策の立案などを実施し、取締役会や経営会議への上程、報告と承認、助言、監督を受け、グループ全体でのリスクマネジメントを行っています。

## (4) 当社グループのサステナビリティに関する指標および目標

## 当社グループのESGに関する取り組み

基本方針	大項目	マテリアリティ	取り組みキーワード	目標
「豊かな社会」と「お客様に必要とされるブランド・会社」の両立の実現を目指し、社会の課題解決と持続的発展に寄与	環境 E	気候変動への対応 (脱炭素社会への貢献)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TCFD対応</li> <li>・省エネルギー</li> <li>・再生可能エネルギー購入</li> <li>・GHG排出量の多い牛肉への対応</li> </ul>	<GHG排出量> 2030年までの目標 ・売上百万円当たりのGHG排出量を2020年対比で33%削減 2050年までの目標 ・売上百万円当たりのGHG排出量がゼロ
		省資源・廃棄物削減への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロスへの対応</li> <li>・脱プラスチック</li> <li>・水資源の有効活用</li> </ul>	<プラスチック使用量> 2030年までの目標 ・使い捨てプラスチックのバイオマス素材比率80%達成
		生物多様性の確保と持続可能な食材調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポストタンパク質への対応</li> <li>・認証食材の調達</li> </ul>	
	社会 S	少子高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外展開</li> <li>・労働力の確保(採用活動の強化)</li> <li>・省力化投資(ロボットなどの導入)</li> </ul>	2030年までの目標 ・女性管理職比率30%達成 ・国際化推進 ・インテグレーション推進 ・チャレンジの雇用比率2.3%達成 ・女性の育休取得率100%達成 ・男性の育休取得率85%達成
		顧客満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争力のあるメニュー開発</li> <li>・丁寧な接客サービスの提供</li> <li>・ポストコロナの生活スタイル変化に対応した多様な業態開発、出店計画</li> <li>・食事の時間・空間の提供</li> <li>・FCとの緻密なコミュニケーション</li> </ul>	
		ダイバーシティ&インクルージョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康経営・ワークライフバランス</li> <li>・ダイバーシティ&amp;インクルージョン</li> </ul>	
		地域社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会から支持される店舗運営</li> <li>・地域スポーツチームへのスポンサー</li> </ul>	
	ガバナンス G	食の安心安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生管理の徹底(店舗、自社工場および仕入先工場)</li> <li>・調達先の選定および管理</li> </ul>	2030年までの目標 ・当品質管理部門による検査が徹底され、重大事故がゼロ ・認証食材が使用されている状態 ・コーポレートガバナンス・コードの遵守 ・重大事故、ハラスメントゼロに向けた施策が行われている ・DX推進による効果が最大化されている ・環境、社会にポジティブな影響を与える調達体制の構築検討
		経営基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーポレートガバナンスの充実</li> <li>・コンプライアンス・リスクマネジメント</li> <li>・DX戦略</li> <li>・ESG調達</li> </ul>	

(5) 気候変動への対応とTCFD提言(注1、2)への取り組み状況

当社グループでは、気候変動への対応を重要課題と捉えております。また、当社グループはTCFD提言への取り組み状況については、TCFD提言が推奨する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの項目に基づく情報開示に努めてまいります。

(注1) TCFDとは、「気候変動関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」の略称で、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の要請を受け、2015年12月に金融安定理事会(FSB)により、気候関連の情報開示および気候変動への金融機関の対応を検討するために設立されました。

(注2) TCFD提言とは、企業などに対して、自社のビジネス活動に影響を及ぼす気候変動の「リスク」と「機会」について把握し、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの項目を開示することを推奨しています。

## ガバナンス

第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組(2) 当社グループにおけるサステナビリティに関する取り組み体制に記載しております。

## 戦略

### ・気候変動のリスクおよび機会、それらの組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響

当社グループでは、気候変動に関連する物理的リスク・移行リスクおよび事業機会の把握に加えて、それら気候変動リスク・機会が事業戦略・財務計画におよぼす影響を評価しております。リスクの把握にあたっては、2度シナリオおよび4度シナリオによるシナリオ分析を実施しています。2度シナリオにおいてはIEAのSDSなどのシナリオに基づきリスクの顕在化が想定される移行リスクの検討を行っており、4度シナリオにおいては同様にIPCCのRCP8.5などのシナリオに基づき物理リスクの検討を実施しております。

2度シナリオにおける当社グループへの主なリスク・機会としては、社会全体が脱炭素社会に移行する中において、政府などによる規制などの強化、および消費者の嗜好の変化、新規油田開発の停滞に伴う原油価格の上昇に伴う原材料価格への影響が挙げられます。具体的には、政府などによる規制の強化では、炭素税導入に伴う電気・ガスなどのエネルギー価格の上昇、原材料価格の上昇などがリスクとして挙げられます。また、プラスチック規制の強化やフードサプライチェーンの脱炭素化に向けた動きなどもリスクとして想定されます。プラスチック価格、牛肉価格、原材料コストなどの増加への対応に加えプラスチック規制対応、食品廃棄ロス削減に向けた取り組み強化や原材料の二酸化炭素排出量の見える化などが求められております。その結果、対応コストの負担の増加が想定されます。一方で、消費者の嗜好の変化については、当社の主力業態である「焼肉」はGHG排出量の大きな牛肉を扱っており、脱炭素社会に移行する中で、消費者の嗜好が変化する場合は、大きな影響を受ける可能性があります。新規油田開発の停滞に伴う原油価格の上昇に伴う原材料価格への影響につきましても、穀物類の生産コストや物流コスト増加を通じて、当社の原材料の仕入れ価格に影響が出る可能性があります。

一方で、4度シナリオにおいては、主に物理リスクを検討した結果、急性リスクとして台風の強度の増大、豪雨の発生に伴う洪水などによる当社の店舗施設などへの影響(サプライチェーンの混乱による影響を含む)や、異常気象による農作物価格などへの影響、および気温上昇に伴う生態系への影響に伴う当社の原材料(牛肉や海産物、野菜など)の価格・質への影響がリスクとして特定されています。

### ・2度以下のシナリオを含む異なる気候関連のシナリオを考慮した組織戦略のレジリエンス

なお、2度シナリオおよび4度シナリオにおいて特定されたリスクについては、社内の責任部署などと共有し、適切に対応を進めていくことにより、当社事業における気候変動リスクに対するレジリエンスを確保すると同時に当社の強みとしての優位性(事業機会)を確保してまいります。引き続き、シナリオ分析および財務インパクトの影響分析の精緻化、リスク・機会および対応策の経営計画への具体的な反映を通じて、気候変動対応を進めていきたいと考えております。

## リスク管理

T C F D が推奨する気候変動関連リスクを移行リスク、物理的なリスクの2つのカテゴリーに分類し、当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性のある主要なリスク項目を特定しました。また、気候関連リスクの特定やそれらのリスクマネジメント、全社的なリスクリスクマネジメントへの統合については、個別に組織プロセスの評価や対応策を検討しております。

## 2度シナリオによる気候変動リスク

シナリオ	移行リスク	項目	当社グループにおける具体的な影響	対応策
2度シナリオ	政策と法規制	炭素税の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入エネルギー価格（電力価格・ガソリン価格）の上昇</li> <li>省エネ設備導入に向けた設備投資費用の増加</li> <li>原材料価格の上昇に伴う仕入価格の上昇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能エネルギー電力の活用</li> <li>店舗等への太陽光パネルの設置</li> <li>省エネ設備の導入</li> <li>コスト上昇分の価格転嫁</li> </ul>
		フードサプライチェーンの脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>フードサプライチェーンの炭素可視化（認証・ラベリングなど温室効果ガス削減の「見える化」の動き）への対応</li> <li>食品廃棄ロス削減に向けた取り組みの深化</li> <li>消費者をはじめとしたステークホルダーとのコミュニケーションの促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GHG削減の「見える化」を意識した原材料調達の実施</li> <li>廃棄ロス削減に向けた施策の実施</li> <li>脱炭素フードの消費者へのアピールの積極化</li> </ul>
		プラスチック規制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック製以外への原料変更によるコスト増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使い捨てプラスチック製品の使用量の削減</li> </ul>
市場/評判	顧客ニーズの変化	<ul style="list-style-type: none"> <li>GHG排出量の多い牛肉に対する環境上のマイナスイメージによる顧客離れ</li> <li>消費志向の変化（肉→野菜、バイオ肉）による売上の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客ニーズの変化を捉えた柔軟な業態開発、メニュー開発の実施</li> <li>代替肉・バイオ肉など新しいトレンドの取込み</li> </ul>	
		原油の新規油田開発の停滞に伴うエネルギーコストの高騰による各種物流・原材料の生産コストの増加等	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外穀物生産コスト増加による牛肉等の輸入原材料のコスト増加</li> <li>小麦価格の上昇による仕入れ原材料（麺類）のコスト増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料の調達方法等の見直し（例：米資源を活用した国産牛の肥育など、米資源を活用した麺類の開発など）</li> <li>低価格な原材料を活用した業態開発、メニュー開発</li> </ul>

## 4度シナリオによる気候変動リスク

シナリオ	物理リスク	項目	当社グループにおける具体的な影響	対応策
4度シナリオ	急性リスク	台風の強度の増大化・豪雨発生頻度の上昇による水害リスクの上昇	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風等による店舗被害の復旧費用および復旧作業期間の営業停止による収益減</li> <li>サプライチェーンの分断による調達不安定化によるコスト増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗開発の際における水害リスク等の精査、保険によるカバー</li> <li>原材料調達ルートへの複線化</li> </ul>
		農作物等の産地における異常気象の影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>農作物不作による原材料上昇によるコスト増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料調達ルートへの複線化</li> <li>原材料の変更による柔軟なメニュー開発</li> </ul>
	慢性リスク	平均気温の上昇	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界的な穀物の生産量の影響及び原材料価格（小麦・肉牛）の上昇</li> <li>畜産の成育に影響し、価格や品質に影響</li> <li>海産資源の生態系の変化による漁獲量の減少及び価格の上昇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原材料の調達方法等の見直し（例：米資源を活用した国産牛の肥育など）</li> <li>低価格な原材料を活用した業態開発、メニュー開発</li> <li>養殖による調達確保など、海産資源の調達ルートへのレジリエンスの強化</li> </ul>

## ・気候関連リスクを特定し、評価するための組織のプロセス

当社は、中長期的な観点からの気候変動リスクなどの特定・評価に関しては、主にサステナビリティ委員会において行っております。また、既に顕在化している気候変動に伴うリスク（主に台風・豪雨などの物理リスク）に関しては、コンプライアンス・リスクマネジメント部会から構成される内部統制推進委員会が中心となってリスクの特定・評価を行っております。

## ・気候関連のリスクをマネジメントするための組織のプロセス

内部統制推進委員会もしくはサステナビリティ委員会で特定・評価された気候関連リスクを含む重要なリスクは適宜、取締役会・経営会議などに報告、共有がなされており、適切な対応策の検討が行われています。具体的には、気候変動に関するリスクのうち、経営戦略上のリスクについては必要に応じて取締役会や経営会議において審議を行い、個々の責任部署において指示・報告などを通じて、リスク事象の発生の回避および発生した場合の対応策を検討しております。

## ・組織の全体的なリスクマネジメントへの統合

当社グループでは、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」および「危機発生時対応マニュアル」を制定し、内部統制推進委員会が中心となって、気候変動リスクを含む想定されるリスクを抽出し、その評価

および対応策を検討したうえで、個々の責任部署が対応し、必要に応じて経営会議、取締役会において状況の確認および必要な措置を検討しております。サステナビリティ委員会で特定された気候変動リスクなどについては随時、内部統制推進委員会に共有されています。

指標および目標

・環境に関する目標

当社では、気候変動に関連するリスクと機会を評価する指標として、当社の国内直営店の売上高百万円当たりのGHG排出量（Scope 1ならびにScope 2）を原単位とする売上高原単位方式を採用しております（注1、2、3、4）。当社のGHG排出量の原単位および総量の推移は下記のとおりであります。再生可能エネルギーの活用などの脱炭素化に向けた各種取り組みなどにより、2030年度には2013年度比50%削減、2050年にはカーボンニュートラルの達成に向けて取り組んでおります。

GHG排出量および原単位の推移（t-CO2）

集計期間	2022年6月期 実績	2023年6月期 実績	2024年6月期 実績
	2021年7月～ 2022年6月	2022年7月～ 2023年6月	2023年7月～ 2024年6月
直接的な温室効果ガス排出量 （Scope 1）（t-CO2）	10,612	11,500	12,352（注5）
間接的な温室効果ガス排出量 （Scope 2）（t-CO2）	27,699	35,889	36,431（注5）
GHG排出量の合計（t-CO2）	38,311	47,389	48,783（注5）
Scope 1の売上高原単位 （t-CO2/百万円）	0.16	0.13	0.12（注5）
Scope 2の売上高原単位 （t-CO2/百万円）	0.42	0.43	0.37（注5）
GHG排出量の 売上高原単位の合計 （t-CO2/百万円）	0.58	0.57	0.50（注5）

（注1）GHG排出量とは、温室効果ガス排出量の略称であります。なお、温室効果ガスの算定方法は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の各燃料および電力の排出係数を毎年度確認し算定しております。なお、GHG排出量の算定の対象は、当社のみであります。

（注2）Scope 1とは、当社自らによる温室効果ガス直接排出を指します。

（注3）Scope 2とは、他社から供給された電力、熱、蒸気の使用に伴う間接排出を指します。

（注4）売上高原単位（t-CO2/百万円）とは、Scope 1ならびにScope 2として算出した温室効果ガス排出量を当該年度の売上高で除した値であります。

（注5）2024年6月期実績については、提出日現在の情報に基づき暫定的に算出したGHG排出量および原単位を記載しております。



(6) 人的資本経営への取り組み

人的資本および社内環境整備に関する基本的な考え方

当社グループは、2022年6月に「サステナビリティ基本方針」を定め、「Smile & Sexy」、すなわち「素敵に自由に正々堂々、人間味豊かに自分を表現しよう」という経営理念のもと、「自ら意思決定できる自立した“人財”」の活性化を成長戦略の軸に据えています。また、「個」の魅力溢れる人財が「いつどの店に行っても、笑顔と元気になれる」という「ブランド価値」を作り上げ、「とびっきりの笑顔と心からの元気」で世の中をイキイキさせることにつながると考えています。

この方針に沿って当社グループは、D & I（注）や健康経営などの施策を通じて、多様な人財が自分らしくイキイキと働ける企業文化の醸成を図ってまいります。

また、当社グループは長期経営ビジョンにおいて『個』の尊厳を『組織』の尊厳の上位に置き、『とびっきりの笑顔と心からの元気』で世の中をイキイキさせるを掲げており、社員一人ひとりの「個」を覚醒させる取り組みを行ってまいります。そして、当社グループは「個」の明言から生まれる議論が多くの差別化要素を生み出す源泉と認識し、人的資本への投資をとおして、「豊かな社会」と「お客様に必要とされるブランド・会社づくり」の両立を実現させ、社会の課題解決と持続的発展に貢献できる企業を目指します。

なお、人財育成方針に係る指標および目標については、現時点で当社グループとしての記載が困難であるため、当社単体のものを記載しております。

(注) D & Iとは、ダイバーシティ&インクルージョンの略称であります。

ダイバーシティ&インクルージョンへの取り組みの状況

女性活躍推進の状況

集計期間	2022年6月末	2023年6月末	2024年6月末
正社員女性比率	22.7%	21.6%	22.4%
女性管理職比率(注1)	4.7%	4.7%	4.7%
男女賃金格差率(注2)	65.1%	66.9%	68.8%
新入社員に占める女性比率	50.3%	34.5%	40.3%

(注1) 女性管理職比率は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づき算定しております。また、同法による公表義務の対象は、当社のみであります。

(注2) 男女賃金格差率は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づき算定しております。また、同法による公表義務の対象は、当社のみであります。

インターナショナル社員(注1)の活躍推進の状況

集計期間	2022年6月期 実績	2023年6月期 実績	2024年6月期 実績
	2021年7月～2022年6月	2022年7月～2023年6月	2023年7月～2024年6月
新卒社員に占める インターナショナル社員比率	23.8%	35.8%	30.0%
中途社員に占める インターナショナル社員比率	11.8%	23.3%	24.4%
全社員に占める インターナショナル社員比率	10.9%	13.9%	15.5%

(注1) インターナショナル社員とは、外国籍社員のことを指します。

チャレンジド雇用（注1）促進の状況

項目（注2）	2022年6月1日時点実績	2023年6月1日時点実績	2024年6月1日時点実績
チャレンジド雇用比率（注3）	2.9%	3.3%	3.7%

（注1）チャレンジド雇用とは、障がい者雇用のことを指します。

（注2）集計期間は、「障害者雇用促進法」の規定に基づき、関係省庁へ報告している時点の数値であります。

（注3）チャレンジド雇用比率は、「障害者雇用促進法」の規定に基づき算定しております。

また、同法による公表義務の対象は、当社のみであります。

中途採用の状況

集計期間	2022年6月期 実績	2023年6月期 実績	2024年6月期 実績
	2021年7月～2022年6月	2022年7月～2023年6月	2023年7月～2024年6月
正社員に占める中途採用比率	41.0%	50.6%	48.6%
全社員に占める中途採用者の比率	46.2%	48.3%	48.8%

社内環境整備への取り組みの状況

従業員の研修時間および研修回数

集計期間	2024年6月期 実績
従業員一人あたりの研修時間	約45時間
総研修時間（注）	約1,450時間
研修実施回数（注）	440回

（注）総研修時間および研修実施回数は、当社の教育部門主催で実施した研修を対象として集計しているため、教育部門以外が実施した研修ならびに各部門独自の研修、社外研修などの時間や回数は含まれておりません。

また、e-ラーニングによる研修時間も含まれておりません。

働きやすい職場環境整備・健康経営・ヘルスケアマネジメントへの取り組み状況

職場環境の整備に関する状況

集計期間	2022年6月期 実績	2023年6月期 実績	2024年6月期 実績
	2021年7月～2022年6月	2022年7月～2023年6月	2023年7月～2024年6月
男性育児休暇取得率（注1）	20.5%	40.5%	59.6%
健康診断受診率（注2）	100%	100%	100%
正社員離職率	16.6%	15.4%	13.4%
平均勤続年数	5年0ヶ月	5年1ヶ月	4年10ヶ月
年間所定労働時間	2,040時間	2,040時間	2,016時間
月間平均労働時間	171.5時間	173.7時間	171.7時間

（注1）男性育児休暇取得率は、「育児・介護休業法」に基づき算定しております。また、同法による公表義務の対象は、当社のみであります。

（注2）健康診断受診率は、当社の従業員のうち、会社が実施している「労働安全衛生法」に基づく定期健診を受診している者の割合であります。

### 健康経営の取り組み

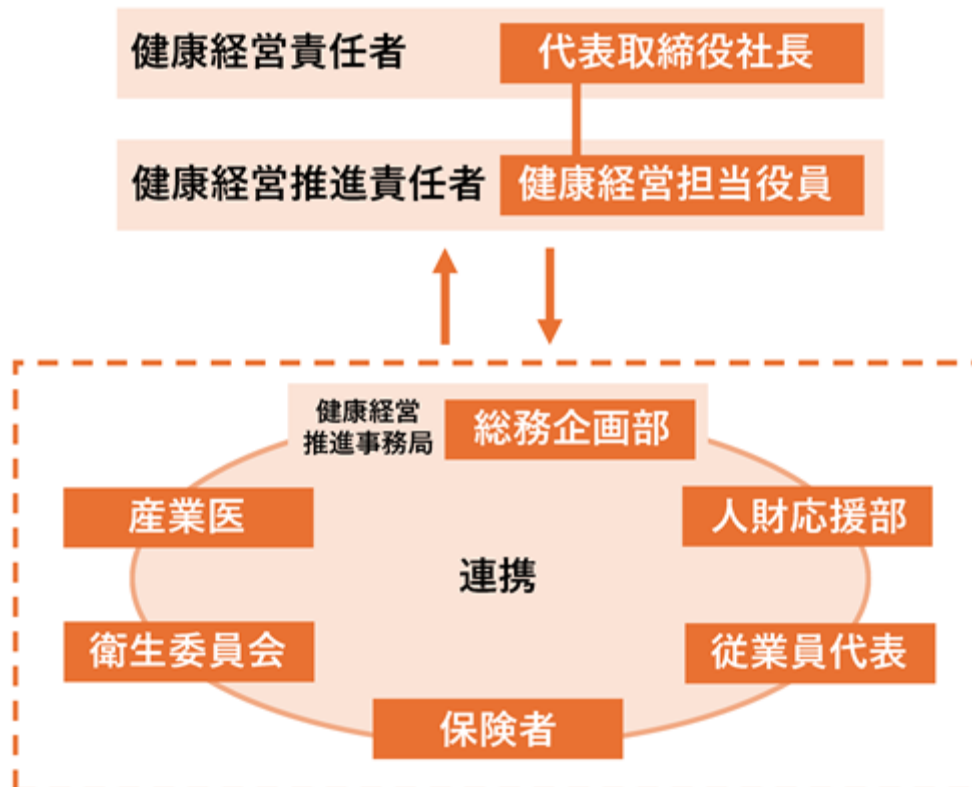
当社グループでは、「健康経営」を戦略的な施策の一つとして位置づけ、2021年には「健康経営宣言」として、一人ひとりが豊かで幸せな「自分物語」を歩めるよう環境を整備し、健康の保持・増進活動を前進させ、会社と従業員とその家族が一体となって、健康づくりを増進する方針を策定、公表いたしました。

当社は、「健康経営」の実現に向けて、社員の健康を増進するために様々な取り組みを実施しています。具体的な施策として、社員やその家族に対して相談窓口を設置し、職場環境の改善に努めております。また、ストレスチェックも積極的に活用しており、高ストレス者に対しては、産業医による個人面談を実施しております。

また、運動習慣対策のため、オフィス勤務者は平日15時にストレッチを実施しております。加えて、店舗を含めた会社全体で残業時間数のモニタリングを毎月行い、過度の超過勤務とならないよう指導しております。さらに、社員の健康への意識も高まっており、健康診断受診率は2023年6月期に続き、2024年6月期実績も100%でした。

以上の取り組みの結果、2024年3月には、「健康経営優良法人（大規模法人部門）」の認定を3年連続で取得しました。

なお、当社グループでは、健康経営推進の体制図は以下のとおりであります。



### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1)事業に関するリスクについて

##### 市場環境について

外食業界の外部環境は、国内人口の中長期的な減少や、弁当・惣菜などの中食市場の成長などにより、全体的な市場規模は縮小傾向にあり、外食業界の既存店売上高は、前年に比べ減少する傾向にあります。これら市場環境の悪化などが一層進む場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、既存顧客の満足度向上や新たな顧客価値の創造のために、各ブランドにおける品質・サービスの向上、人財の育成、新メニュー開発、積極的な販売促進活動などの施策や店舗改装などにより既存店の増収を図ると同時に、直営店の新規出店とフランチャイズ展開を積極的に進めてまいります。

##### ブランドコンセプトについて

当社グループは、国内と海外において複数の外食ブランドを営んでおります。それぞれ、当社グループ独自の企画開発によるブランドコンセプトで差別化を図っておりますが、これらの施策がお客様のニーズの変化などによって当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、お客様のニーズの変化を常に把握し、時代のニーズに応えた当社グループ独自の施策の立案に取り組んでまいります。

##### 新規出店計画について

新規出店の用地確保については、当社グループのニーズに合致する条件の物件が必ずしも確保されるとは限りません。また、仮に当社グループの計画に沿った物件を確保しても当初計画された店舗収益を確保できない可能性があります。当社グループでは、新規出店の用地確保および収益性の検討など、新規出店計画の遂行に鋭意取り組んでまいります。新規出店が計画どおり遂行出来ない事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、従来の不動産業者などからの外部情報に加え、取引先銀行、取引先業者からも幅広く情報を入手するように努めており、さらに出店後に計画と実績を比較検討し、課題の分析及び分析に基づく対応策を講じてまいります。

##### 原材料の価格高騰について

天候不順による野菜価格の高騰や政府によるセーフガード（緊急輸入制限措置）の発動や海外各地における紛争、需給関係の急激な変動による食材価格の高騰の可能性および替変動による影響など、当社グループが購入している原材料には価格が高騰する可能性があるものが含まれております。このような事象が発生し原材料価格が高騰した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、安心かつ安全な原材料の調達に向けた調達ルートの多様化等を推進しております。

#### (2)法的規制に関するリスクについて

##### 食品衛生法への対応について

当社は食品衛生法を遵守し、管轄保健所を通じて営業許可を取得しております。各店舗、『物語フードファクトリー』（製麺工場）、『物語フードラボ』（液体調味料製造工場）は、食品衛生責任者の設置を管轄保健所に届け出ており、さらに「HACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理手法」を用いて安定した品質管理を提供できる体制を整えております。しかしながら、今後、直営店舗およびフランチャイズ店舗において食中毒の発生危険性を100%排除することはできず、万一、当社グループの店舗において食中毒が発生した場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、各店舗では、店長による日常的なチェックおよびエリアマネージャーによる検査や改善指導などを実施しております。また『物語フードファクトリー』、『物語フードラボ』におきましても、厳正な品質管理および衛生管理を実施しております。さらに、各店舗、『物語フードファクトリー』、『物語フードラボ』におきまして、社内ルールに則した衛生管理を徹底するほか、専門業者による定期衛生検査を実施しております。

#### (3)財務に関するリスクについて

##### 減損損失について

当社グループは、店舗に係る多額の固定資産を保有しております。国内人口の減少や、弁当・惣菜などの中食市場の成長などによる外部環境の変化、または前述した(1)にて記載したとおり、ブランドコンセプトがお客様のニーズと合わなくなった結果、店舗の収益性が低下し事業計画と大きく乖離する可能性があります。この場合、固定資産の減損に係る会計基準の適用により減損損失を計上し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

この対策として、計画と実績を比較検討し、課題の分析及び分析に基づく対応策を講じております。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

#### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、2023年5月より新型コロナウイルス感染症の感染症法上に係る分類が5類に移行したことにより、経済活動の正常化が一段と進みました。また、持続的な賃上げが下支えとなり、国内の消費活動は緩やかな回復の動きが続いております。その一方で、ウクライナ情勢の長期化、イスラエル・パレスチナ問題などの地政学リスクの上昇、円安によるエネルギー資源や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動リスクなどにより、依然として景気の先行きは不透明な状況であります。

外食業界においては、経済活動の正常化による人流増加に加え、インパウンドの回復も追い風となり、外食需要は回復基調が続いております。しかし、原材料価格や光熱費、人件費の上昇に加えて、継続的な物価上昇による節約志向が強まるなど、厳しい経営環境に直面しております。

このような状況下において、当社グループは中期経営計画「ビジョン2025」の実現に向け、「とびっきりの笑顔と心からの元気」をスローガンに店舗運営を行いました。当社グループの売上向上施策として、既存店舗の内外装の積極的な改装、看板商品の磨きこみ、グランドメニューの変更、サービス力の強化を行い、他社との差別化を図るとともに顧客体験価値の向上に注力しました。また、『焼肉きんぐ』における特急レーンの導入に加えて、『丸源ラーメン』におけるセルフレジ、タッチパネルの導入、『寿司・しゃぶしゃぶ ゆず庵』における配膳ロボットなどの積極的な導入など店舗運営のDX(デジタルトランスフォーメーション)化を積極的に進めました。さらに、認知度向上を目的としたテレビCMの放映やスマートフォンアプリ、ブランドサイト、SNSなどを活用したデジタルマーケティングの強化により、お客様からの認知度やブランドロイヤルティの向上を図りました。これらの施策の効果により、国内既存店(注)の当連結会計年度における売上高は、直営店において前期比8.1%増、フランチャイズ店において前期比8.9%増となりました。

また、昨今の原材料価格の高騰に対処するため、当社グループは商品ラインナップやメニュー価格、クーポンなどの各種販売促進施策の見直しを図りました。人件費や光熱費などの上昇への対応策としては、店舗営業時間の適正化、従業員の勤務編成の標準化による人件費コントロール、電力自動制御装置(デマンドコントロール)の設置、本社を含む業務の効率化や高度化に向けたIT化の推進に取り組みました。

新業態への取り組みとしては、『焼きたてのかるび』の積極出店を中心に各業態の育成を進めております。海外事業においては、中国・インドネシアにおける事業の展開に加えて新たに香港に子会社を設立しました。

中長期的な成長の実現に向けて、人財の採用や教育・研修による能力開発を積極的に進めるとともに、従業員の多様な働き方の実現を目標として、2023年8月に「myエリア制度」の運用を開始いたしました。また、D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)の推進により、「LGBTQ+」に関する取り組みの評価指標「PRIDE指標2023」において、外食企業初となる最上位の「レインボー認定」を獲得いたしました。加えて、「健康経営優良法人(大規模法人部門)」を3年連続で取得いたしました。さらに、人財の確保と定着を目的として、2023年11月より正社員の賃金ベースアップおよび新卒初任給の引き上げを実施いたしました。

以上の結果により、売上高107,156百万円(前期比16.1%増)、営業利益8,165百万円(前期比13.3%増)、経常利益8,582百万円(前期比19.5%増)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は5,639百万円(前期比20.1%増)となりました。

(注) 国内既存店とは、2024年6月30日現在で開店から18カ月以上経過している国内の店舗を指します。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況については、当社グループの事業は単一セグメントでありますので、その概況を部門別に示すと次のとおりであります。

#### ・焼肉部門

当連結会計年度中において、『焼肉きんぐ』は20店舗の出店(直営16店、フランチャイズ4店)を実施しました。これにより、焼肉部門の当連結会計年度末の店舗数は325店舗(直営205店、フランチャイズ120店)となりました。

以上の結果により、直営店の売上高は55,174百万円(前期比12.9%増)となりました。

#### ・ラーメン部門

当連結会計年度中において、『丸源ラーメン』は19店舗の出店(直営16店、フランチャイズ3店)を実施しました。これにより、ラーメン部門の当連結会計年度末の店舗数は219店舗(直営115店、フランチャイズ104店)となりました。

以上の結果により、直営店の売上高は18,181百万円(前期比24.3%増)となりました。

#### ・お好み焼部門

当連結会計年度末において、お好み焼部門の店舗数は20店舗(直営16店、フランチャイズ4店)となりました。

以上の結果により、直営店の売上高は2,070百万円(前期比4.9%増)となりました。

.ゆず庵部門

当連結会計年度中において、『寿司・しゃぶしゃぶ ゆず庵』は3店舗の出店（直営3店）を実施しました。これにより、ゆず庵部門の当連結会計年度末の店舗数は97店舗（直営81店、フランチャイズ16店）となりました。

以上の結果により、直営店の売上高は17,931百万円（前期比16.9%増）となりました。

.専門店部門

当連結会計年度中において、『焼きたてのかるび』は14店舗の出店（直営14店）、『濃厚中華そば 餃子 丸福』は1店舗の出店（直営1店）を実施しました。これにより、専門店部門の当連結会計年度末の店舗数は31店舗（直営31店）となりました。

以上の結果により、直営店の売上高は4,114百万円（前期比61.1%増）となりました。

.フランチャイズ部門

主にフランチャイズ加盟企業からのロイヤルティ・加盟金・業務受託料等であります。当連結会計年度中においてフランチャイズ7店舗の出店を実施しました。これにより、フランチャイズ部門の当連結会計年度末の店舗数は244店舗となりました。

以上の結果により、売上高は6,609百万円（前期比12.1%増）となりました。

.その他部門

主に連結子会社である「物語（上海）企業管理有限公司」および「PT.Agrapana Niaga Gemilang」による取り組みであります。当連結会計年度中において、17店舗の出店を実施しました。これにより、その他部門の当連結会計年度末の店舗数は28店舗となりました。

以上の結果により、売上高は3,075百万円（前期比0.9%増）となりました。

表1 「部門別店舗数の状況」

（単位：店）

	直営（国内）	F C（国内）	海外	2024年6月末 店舗数
焼肉部門	205	120	-	325
ラーメン部門	115	104	-	219
お好み焼部門	16	4	-	20
ゆず庵部門	81	16	-	97
専門店部門	31	-	-	31
その他部門	-	-	28	28
合計	448	244	28	720

## キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前連結会計年度末と比較し4,949百万円増加し11,803百万円（前期比72.2%増）となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、営業活動の結果得られた資金は10,626百万円（前期比9.5%増）となりました。これは、税金等調整前当期純利益が8,081百万円あったことおよび減価償却費が4,464百万円あった一方で、法人税等の支払い額が2,325百万円あったことなどが主な要因であります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、投資活動の結果使用した資金は9,240百万円（前期比14.8%増）となりました。これは、新規出店などに伴う有形固定資産の取得による支出が9,750百万円あったことなどが主な要因であります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において、財務活動の結果得られた資金は3,519百万円（前期は3,229百万円の使用）となりました。これは、長期借入れによる収入が5,300百万円あった一方で、長期借入金の返済による支出が1,710百万円、配当金の支払額が1,067百万円あったことなどが主な要因であります。

## （生産、受注及び販売の実績）

当社グループは、単一セグメントであるため品目別及び部門別に記載しております。

### 生産実績

当連結会計年度の生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	前年同期比(%)
生麺(百万円)	1,597	119.4
液体調味料(百万円)	712	112.9
合計(百万円)	2,309	117.3

（注）金額は販売価格によるものであり、部門間の内部振替前の数値であります。

### 受注実績

当社は一般消費者への直接販売を主としており、また、生産についても見込生産を行っておりますので、記載すべき事項はありません。

・販売実績

当連結会計年度の販売実績を部門別に示すと、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	前年同期比(%)
直営店	焼肉部門(百万円)	55,174	112.9
	ラーメン部門(百万円)	18,181	124.3
	お好み焼部門(百万円)	2,070	104.9
	ゆず庵部門(百万円)	17,931	116.9
	専門店部門(百万円)	4,114	161.1
	その他部門(百万円)	3,075	100.9
	小計(百万円)	100,547	116.3
フランチャイズ部門(百万円)(注)		6,609	112.1
合計(百万円)		107,156	116.1

(注)ロイヤルティ・加盟金・業務受託料等であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する分析・検討内容

・財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末と比べて6,250百万円増加し、19,482百万円となりました。これは、現金及び預金が4,887百万円増加、店舗売上高の増加による売掛金が1,070百万円増加したことなどが主な要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は、前連結会計年度末と比べて5,268百万円増加し、42,048百万円となりました。これは、設備投資や出店により有形固定資産が4,265百万円増加、差入保証金が737百万円増加、無形固定資産が114百万円増加したことなどが主な要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末と比べて3,993百万円増加し、17,329百万円となりました。これは、短期借入金1,000百万円増加、1年内返済予定の長期借入金783百万円増加、買掛金が563百万円増加、その他流動負債が1,156百万円増加したことなどが主な要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は、前連結会計年度末と比べて2,921百万円増加し、14,642百万円となりました。これは、長期借入金2,805百万円増加したことなどが主な要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末と比べて4,603百万円増加し、29,558百万円となりました。これは、利益剰余金が4,569百万円増加したことなどが主な要因であります。

・経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の売上高は、前期比16.1%増加し107,156百万円となりました。

当社グループは中期経営計画「ビジョン2025」の実現に向け、「とびっきりの笑顔と心からの元気」をスローガンに店舗運営を行いました。当社グループの売上向上施策として、既存店舗の内外装の積極的な改装、看板商品の磨きこみ、ランドメニューの変更、サービス力の強化を行い、他社との差別化を図るとともに顧客体験価値の向上に注力しました。また、『焼肉きんぐ』における特急レーンの導入に加えて、『丸源ラーメン』におけるセルフレジ、タッチパネルの導入、『寿司・しゃぶしゃぶ ゆず庵』における配膳ロボットの積極的な導入など店舗運営のDX(デジタルトランスフォーメーション)化を積極的に進めました。これらの施策の効果により国内既存店(注)の当連結会計年度における売上高は、直営店において前期比8.1%増、フランチャイズ店において前期比8.9%増となりました。



焼肉部門では、直営店において16店舗の新規出店をしました。この結果、直営店の売上高は55,174百万円（前期比12.9%増）となりました。

ラーメン部門では、直営店において16店舗の新規出店をしました。この結果、直営店の売上高は18,181百万円（前期比24.3%増）となりました。

お好み焼部門では、直営店の売上高は2,070百万円（前期比4.9%増）となりました。

ゆず庵部門では、直営店において3店舗の新規出店をしました。この結果、直営店の売上高は17,931百万円（前期比16.9%増）となりました。

専門店部門では、直営店において15店舗の新規出店をしました。この結果、直営店の売上高は4,114百万円（前期比61.1%増）となりました。

フランチャイズ部門では、フランチャイズ店において7店舗の新規出店を実施しました。フランチャイズ加盟店舗数の増加によるロイヤルティ収入の増加などにより、売上高は6,609百万円（前期比12.1%増）となりました。

その他部門では、17店舗の新規出店を実施しました。この結果、売上高は3,075百万円（前期比0.9%増）となりました。

（注）国内既存店とは、2024年6月30日現在で開店から18カ月以上経過している国内の店舗を指します。

売上原価は売上高の増加に伴い、前期比15.5%増加し37,015百万円となりました。売上高に対する構成比は34.5%となりました。

販売費及び一般管理費は、前期比16.8%増加し61,975百万円となりました。売上高に対する構成比は、前期比0.4ポイント増の57.8%となっております。販売費及び一般管理費が増加したのは、新規出店に伴う人員増員により給料及び手当が前期比19.2%増の26,822百万円となったことなどによります。

この結果、営業利益は前期比13.3%増加し8,165百万円となりました。

営業外収益は前期比412.8%増加し501百万円となり、営業外費用は前期比30.2%減少し84百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比19.5%増加し8,582百万円となりました。

特別損失は、減損損失115百万円を計上し、891百万円となりました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比20.1%増加し5,639百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、（経営成績等の状況の概要）に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、店舗の設備投資、システム開発投資などによるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。短期運転資金は自己資金を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、自己資金および金融機関からの長期借入金および社債の発行により行っております。

なお、当連結会計年度末における社債、借入金およびリース債務を含む有利子負債の残高は14,945百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は11,803百万円となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表を作成する上では、固定資産の減損損失、繰延税金資産の回収可能性など様々な会計上の見積りを行うことが必要となりますが、会計基準では、会計上の見積りを「資産及び負債や収益又は費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出すること」と定義されております。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)に記載のとおりであります。

## 5【経営上の重要な契約等】

### (1) フランチャイズ加盟契約

当社はフランチャイジー（フランチャイズ加盟企業）との間で、以下のような加盟契約を締結しております。

当事者（当社と加盟企業）間で、締結する契約

- ・ 契約の名称
- ・ 『焼肉きんぐ』フランチャイズ加盟契約
- ・ 『丸源ラーメン』フランチャイズ加盟契約
- ・ 『二代目丸源』フランチャイズ加盟契約
- ・ 『お好み焼本舗』フランチャイズ加盟契約
- ・ 『寿司・しゃぶしゃぶ ゆず庵』フランチャイズ加盟契約

・ 契約の内容

フランチャイジーは、当社とフランチャイズ加盟契約を交わしたブランドの商標・サービスマークなどの使用許可およびフランチャイズシステムのノウハウの提供を受ける。

加盟に際し、当社が徴収する加盟金、保証金、ロイヤルティ、その他の金銭に関する事項

	加盟金		保証金	ロイヤルティ		契約更新料
『焼肉きんぐ』	1店目	500万円	400万円	1店目～9店目	3.00%	最新フランチャイズ 契約加盟金の10%
	2店目～9店目	250万円		10店目～19店目	2.80%	
	10店目以降	150万円		20店目～29店目	2.60%	
				30店目以降	2.40%	
『丸源ラーメン』	1店目	500万円	400万円	1店目	5.00%	最新フランチャイズ 契約加盟金の10%
	2店目～9店目	250万円		2店目	4.80%	
	10店目以降	150万円		3店目	4.60%	
				4店目	4.40%	
				5店目	4.20%	
				6店目～9店目	4.00%	
				10店目～19店目	3.80%	
				20店目～29店目	3.60%	
		30店目以降	3.40%			
『二代目丸源』	1店目	500万円	400万円	1店目	5.00%	最新フランチャイズ 契約加盟金の10%
	2店目以降	250万円		2店目	4.80%	
				3店目	4.60%	
				4店目	4.40%	
				5店目	4.20%	
				6店目以降	4.00%	
『お好み焼本舗』	500万円	200万円		5.00%	1店目 50万円 2店目以降 25万円	
『寿司・しゃぶしゃぶ ゆず庵』	1店目	500万円	400万円	1店目～9店目	3.00%	なし
	2店目～9店目	250万円		10店目～19店目	2.80%	
	10店目以降	150万円		20店目～29店目	2.60%	
				30店目以降	2.40%	

（注）『焼肉きんぐ』および『丸源ラーメン』の10店舗以上のロイヤルティについては、フランチャイジーが自社内スーパーバイザー業務を実施するなどの条件により、異なるロイヤルティ料率を採用しております。

## 契約期間に関する事項

	『焼肉きんぐ』	『丸源ラーメン』 『二代目丸源』	『お好み焼本舗』	『寿司・しゃぶしゃぶ ゆず庵』
契約期間	契約締結日を開始日として、店舗の開店日から満10年を経過した日を終了日とする。	契約締結日を開始日として、店舗の開店日から満10年を経過した日を終了日とする。	契約締結日を開始日として、店舗の開店日から満5年を経過した日を終了日とする。	契約締結日を開始日として、店舗の開店日から満10年を経過した日を終了日とする。
契約更新	契約満了の6カ月前までに両当事者のいずれから、解約の申し入れがない場合は、2年ごとに自動的に更新される。	契約満了の6カ月前までに両当事者のいずれから、解約の申し入れがない場合は、2年ごとに自動的に更新される。	契約満了の6カ月前までに両当事者のいずれから、解約の申し入れがない場合は、2年ごとに自動的に更新される。	契約満了の6カ月前までに両当事者のいずれから、解約の申し入れがない場合は、5年ごとに自動的に更新される。

## (2) ワルツ株式会社との「継続的売買基本契約書」

## 契約の内容

ワルツ株式会社が当社の直営店舗およびフランチャイズ加盟店舗に対して、商品を継続的に売り渡すこととし、当社はこの活動を全般的に統制し、その一部をワルツ株式会社に委託する。

フランチャイズ加盟店舗がワルツ株式会社に対し、残債務を発生させた場合、フランチャイズ加盟企業が当社に差し入れている保証金を限度額として連帯して保証する。

## 契約の期間

契約日から5年間

ただし、契約期間満了6カ月前までに、両社から、何らの申し出のないときは、期間満了の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

## (3) 株式会社トーホーフードサービスとの「継続的商品取引基本契約書」および「継続的売買基本契約書」

## 「継続的商品取引基本契約書」

## ・ 契約の内容

株式会社トーホーフードサービスが当社の直営店舗およびフランチャイズ加盟店舗に対して、商品を継続的に取引することとし、当社はこの活動を全般的に統制し、その一部を株式会社トーホーフードサービスに委託する。

## ・ 契約の期間

契約日から1年間

ただし、契約期間満了1カ月前までに、両社から、何らの申し出のないときは、期間満了の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

## 「継続的売買基本契約書」

## ・ 契約の内容

株式会社トーホーフードサービスが当社のフランチャイズ加盟店舗に対して、商品を継続的に売り渡すこととし、当社はこの活動を全般的に統制し、その一部を株式会社トーホーフードサービスに委託する。

株式会社トーホーフードサービスは、フランチャイズ加盟企業および連帯保証人から支払いを受けることができない金額をフランチャイズ加盟企業が当社へ差し入れている保証金を限度額として請求できる。

## ・ 契約の期間

契約日から5年間

ただし、契約期間満了6カ月前までに、両社から、何らの申し出の無いときは、期間満了の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中の設備投資につきましては、67店舗の新規出店、19店舗の改修、1事務所の移転を実施し、その設備投資総額は10,081百万円（無形固定資産、長期前払費用及び差入保証金を含む）となりました。

なお、東京フォーラムオフィス（東京都港区）の土地及び建物等を売却したことにともない、固定資産売却益390百万円を計上しております。

また、店舗用地（千葉県船橋市）の土地を売却したことにともない、固定資産売却損84百万円を計上しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループは、単一セグメントであるため、事業部門に関連して記載しております。

##### (1) 提出会社

2024年6月30日現在

事業所名 (所在地)	部門	設備 の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	土地		リース資産	合計	従業 員	臨時
						面積（㎡）	金額				
直営店 (愛知県他 205店舗)	焼肉	店舗	13,273	541	1,358	(262,495.97) 4,177.88	1,172	-	16,345	591	4,532
直営店 (愛知県他 115店舗)	ラーメン	店舗	5,605	-	620	(81,094.62)	-	-	6,226	339	1,557
直営店 (愛知県他 16店舗)	お好み焼	店舗	474	-	65	(17,839.99) 468.00	55	-	595	34	208
直営店 (愛知県他 81店舗)	ゆず庵	店舗	4,837	-	378	(135,756.32)	-	-	5,216	219	1,781
直営店 (愛知県他 31店舗)	専門店	店舗	1,983	0	283	(8,474.04) 173.15	125	-	2,392	88	354
本社 (愛知県)	-	事務所	70	5	713	(476.00) 4.55	0	-	789	44	37
本部 (東京都他 4拠点)	-	事務所	553	-	219	(2,436.70)	-	8	780	310	3
製麺工場及び 液体調味料製 造工場 (愛知県 2拠点)	-	工場	312	209	5	(1,868.23)	-	8	536	12	30
貸店舗 (岐阜県)	-	貸店 舗	15	-	-	(1,133.00)	-	-	15	-	-
計	-	-	27,127	756	3,645	(511,574.87) 4,823.58	1,353	16	32,898	1,637	8,502

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。  
2. 土地の( )内の数字は賃借している面積です。

(2) 国内子会社

主要な設備がないため記載しておりません。

(3) 在外子会社

2024年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	部門	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	工具、器 具及び備 品	土地		リース資 産	合計	従業 員	臨時
							面積(m <sup>2</sup> )	金額				
物語(上海)企業 管理有限 公司	店舗・事務所 (中国)	その他	事務所・ 店舗	324	-	74	(5,293.50)	-	-	398	167	262
PT. Agrapana Niaga Gemilang	店舗・事務所 (インドネシ ア)	その他	事務所・ 店舗	62	3	46	(866.42)	-	-	112	5	82
計			-	387	3	120	(6,159.92)	-	-	511	172	344

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。  
2. 土地の( )内の数字は賃借している面積です。  
3. 物語香港有限公司につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、業績動向、財務状況、資金計画等を総合的に勘案して策定しております。重要な設備の新設、改修等の計画は次のとおりであります。  
なお、当社グループは単一セグメントであるため、事業部門に関連して記載しております。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	部門	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力 (客席数)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
『焼肉きんぐ』 仙台一番町店 (宮城県仙台市)	焼肉	店舗設備	198	178	自己資金	2024年3月	2024年7月	152
『焼肉きんぐ』 小牧店 (愛知県小牧市)	焼肉	店舗設備	162	114	自己資金	2024年4月	2024年8月	152
『焼肉きんぐ』 枚方店 (大阪府枚方市)	焼肉	店舗設備	256	127	自己資金	2024年4月	2024年9月	150
『焼肉きんぐ』 名西康生通店 (愛知県名古屋市中区)	焼肉	店舗設備	136	6	自己資金	2024年6月	2024年9月	114
『丸源ラーメン』 武蔵新城店 (神奈川県川崎市)	ラーメン	店舗設備	49	31	自己資金	2024年5月	2024年7月	53
『丸源ラーメン』 横浜都筑店 (神奈川県横浜市)	ラーメン	店舗設備	139	117	自己資金	2024年4月	2024年7月	103
『丸源ラーメン』 福井大和田店 (福井県福井市)	ラーメン	店舗設備	126	87	自己資金	2024年5月	2024年8月	116
『丸源ラーメン』 周南店 (山口県周南市)	ラーメン	店舗設備	145	41	自己資金	2024年5月	2024年9月	103
『ゆず庵』 東大阪荒本店 (大阪府東大阪市)	ゆず庵	店舗設備	140	32	自己資金	2024年7月	2024年9月	162

事業所名 (所在地)	部門	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力 (客席数)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
『焼きたてのかるび』 各務原店 (岐阜県各務原市)	専門店	店舗設備	95	81	自己資金	2024年3月	2024年8月	44
『焼きたてのかるび』 綾瀬駅東口店 (東京都足立区)	専門店	店舗設備	51	2	自己資金	2024年6月	2024年8月	32
2025年6月までに出店予 定の64店舗	-	店舗設備	6,953	541	自己資金及び 借入金	2024年7月	2025年6月	未定

(注) 金額には、無形固定資産、長期前払費用及び差入保証金を含んでおります。

(2) 重要な設備の改修

重要な設備の改修はありません。

(3) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,000,000
計	54,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2024年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年9月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	36,354,750	37,284,790	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	36,354,750	37,284,790		

(注)「提出日現在発行数」欄には、2024年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストック・オプション制度の内容】

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
決議年月日	2015年9月25日	2016年9月27日	2017年9月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役(社外取締役を除く) 6名 執行役員(委任契約型) 5名	取締役(社外取締役を除く) 6名 執行役員(委任契約型) 7名	取締役(社外取締役を除く) 6名 執行役員(委任契約型) 5名
新株予約権の数(個)	81 [81]	153 [153]	98 [98]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 4,860株 [4,860株]	普通株式 9,180株 [9,180株]	普通株式 5,880株 [5,880株]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1	1
新株予約権の行使期間	自 2015年11月18日 至 2055年11月17日	自 2016年10月19日 至 2056年10月18日	自 2017年10月18日 至 2057年10月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 734 資本組入額 (注)3	発行価格 656 資本組入額 (注)3	発行価格 1,147 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5	(注)5

	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
決議年月日	2018年9月26日	2019年9月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役(社外取締役を除く) 7名 執行役員(委任契約型) 4名	取締役(社外取締役を除く) 6名 執行役員(委任契約型) 5名
新株予約権の数(個)	108 [108]	142 [142]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 6,480株 [6,480株]	普通株式 8,520株 [8,520株]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	1
新株予約権の行使期間	自 2018年10月17日 至 2058年10月16日	自 2019年10月17日 至 2059年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,592 資本組入額 (注)3	発行価格 1,456 資本組入額 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は60株であります。

2. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後に、当社が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員(委任契約型)のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役、執行役員(委任契約型)のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)について、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。



#### 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

#### 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注)2に準じて決定する。

#### 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

#### 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

#### 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(注)3に準じて決定する。

#### 新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

#### 新株予約権の取得に関する事項

- ・新株予約権者が権利行使をする前に、前記(注)4の定め又は株式報酬型新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
  - ・当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会(株主総会が不要な場合は当社の取締役会)において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
6. 2021年1月27日開催の取締役会決議により、2021年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったこと及び2023年2月10日開催の取締役会決議により、2023年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2021年2月8日
新株予約権の数(個)	49 [ 33 ]
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,846,900 [ 1,917,300 ] (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,074 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2021年3月4日 至 2026年3月3日 (注) 4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,074 (注) 3 資本組入額 1,037 (注) 5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	(注) 3
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,887 [ 3,966 ]

当事業年度の末日(2024年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本転換社債型新株予約権の行使請求(以下「行使請求」という。)により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、「3.新株予約権の行使時の払込金額」(2) に従い転換価額が修正された場合には、本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

(2) 転換価額の修正基準

2021年9月3日(以下「修正日」という。)において、当該修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(以下「修正日価額」という。)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

(3) 転換価額の修正頻度

1回(「(2)転換価額の修正基準」に基づき、2021年9月3日に転換価額の修正を行っている。)

(4) 転換価額の下限等

「3.新株予約権の行使時の払込金額」(2) に従い修正される転換価額の下限は、1,875円(発行決議日の前営業日の終値に92.75%を乗じた額)とする(但し、「3.新株予約権の行使時の払込金額」(3) から 定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)。なお、本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本新株予約権の行使請求の方法

( ) 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、行使請求期間中に当該振替機関又は口座管理機関により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。

( ) 振替機関又は口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行った者は、その後、これを撤回することができない。

本新株予約権の行使請求の効力発生時期

- ( )本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。
- ( )本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

#### 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該行使請求に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

本新株予約権の行使に関するその他の合意事項

引受人は、2021年3月4日から2024年3月3日までの期間は、本新株予約権を行使しないものとする。

前項の規定にかかわらず、引受人は、以下のいずれかの事由が発生した場合、本新株予約権を行使できるものとする。

- ( )当社の2021年6月期以降の単体又は連結の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続で損失となったとき
  - ( )当社の2021年6月期以降の各事業年度末日における単体又は連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合
  - ( )本引受契約第3条第1項に定める前提条件がクロージング日において満たされていないことが判明したとき
  - ( )当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）したとき
- (6)当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
- (7)当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
- (8)その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額（5,907百万円）を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

## 3. 新株予約権の行使時の払込金額

### (1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。  
本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

### (2)転換価額

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、2,074円とする。なお、転換価額は下記(3) から に定めるところに従い調整を行っている。

2021年9月3日（修正日）において、当該修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、1,875円をいう（但し、下記(3) から に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

(3) 転換価額の調整

転換価額の調整

- ( ) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記( )に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は1株当たりの発行処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- ( ) 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記ロの場合、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。)の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

- ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)なお、新株予約権無償割当て(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償発行したもとして本ハを適用する。

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

但し、本ハに定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- 二 上記イからハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イからハにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。  
特別配当による転換価額の調整

- ( ) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記( )に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{時価} \quad \text{1株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額(金120,557,000円)当たりの本転換社債型新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ( )
- イ 「特別配当」とは、2026年3月3日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金120,557,000円)当たりの本転換社債型新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、2026年3月3日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当該基準日時点における各本社債の金額(金120,557,000円)当たりの目的である株式の数に60を乗じた金額の当該事業年度における累計額。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、新株予約権者と協議のうえ合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。
- ロ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第456条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

#### 転換価格調整式の計算

- ( ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ( ) 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日(但し、上記( )二の場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ( ) 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与えるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に上記( )又は下記に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- ( ) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
- ( ) 本新株予約権付社債の発行後、( )に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額( ( )ロの場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、( )ハの場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株当たりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、( )において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額(但し、調整後転換価額が1,875円を下回ることとなる場合には、1,875円とする。)に調整される。
- ( ) ( )により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ロ 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ハ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ニ ( )イ及びロの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、( )イ及びロにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、( )ニに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

( )及び( )の両方に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。

本項( )、本項 及び本項 ( )及び( )の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

- ( )株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。  
( )その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。  
( )転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。  
前項 により転換価額の修正を行う場合、又は本項 から により転換価額の調整を行うとき（下限転換価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

#### 4. 新株予約権の行使期間

本新株予約権の新株予約権者は、2021年3月4日から2026年3月3日（本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2営業日前）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）  
(2) 振替機関が必要であると認められた日  
(3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

#### 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、「3.新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。  
(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。

7. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為による本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)から(10)に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は「3.新株予約権の行使時の払込金額」(2)と同様の修正及び(3)からと同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、「4.新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、「4.新株予約権の行使期間」に準ずる制限に服する。

- (6)承継会社等の新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7)承継会社等の新株予約権の取得条項  
定めない。
- (8)承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9)組織再編行為が生じた場合  
本項の規定に準じて決定する。
- (10)その他  
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。
8. 2021年1月27日開催の取締役会決議により、2021年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったこと及び2023年2月10日開催の取締役会決議により、2023年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。



(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2019年7月1日～ 2020年6月30日 (注)1	7,240	6,027,622	7	2,727	7	2,600
2020年7月1日～ 2021年6月30日 (注)1	5,140	6,032,762	10	2,737	10	2,610
2020年10月23日 (注)2	2,459	6,035,221	12	2,749	12	2,622
2021年3月1日 (注)3	6,035,221	12,070,442	-	2,749	-	2,622
2021年10月28日 (注)4	2,640	12,073,082	10	2,759	10	2,632
2021年10月31日 (注)1	12,220	12,085,302	17	2,777	17	2,650
2022年5月27日 (注)5	27,210	12,112,512	86	2,863	86	2,736
2022年10月27日 (注)6	5,738	12,118,250	20	2,883	20	2,756
2023年3月1日 (注)7	24,236,500	36,354,750	-	2,883	-	2,756

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であります。

発行価額 9,890円

資本組入額 4,945円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)7名、当社の取締役を兼務しない執行役員6名

3. 株式分割(1:2)によるものであります。

4. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であります。

発行価格 7,640円

資本組入額 3,820円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)5名、当社の取締役を兼務しない執行役員5名

5. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であります。

発行価格 6,350円

資本組入額 3,175円

割当先 物語コーポレーション社員持株会

6. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行であります。

発行価格 7,030円

資本組入額 3,515円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く)5名、当社の取締役を兼務しない執行役員7名

7. 株式分割(1:3)によるものであります。

8. 2024年7月1日から2024年8月31日までの間に、第1回無担保転換社債型新株予約付社債の転換により、発行済株式総数が930,040株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,005百万円増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

2024年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	23	35	523	142	145	88,886	89,754	-
所有株式数(単元)	-	52,260	10,315	24,069	37,545	200	238,681	363,070	47,750
所有株式数の割合(%)	-	14.39	2.84	6.63	10.34	0.06	65.74	100.00	-

(注) 自己株式697,573株は、「個人その他」に6,975単元及び「単元未満株式の状況」に73株を含めて記載しております。

( 6 ) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂イン ターシティAIR	3,250,600	9.11
小林 佳雄	愛知県豊橋市	1,746,342	4.89
小林 雄祐	神奈川県鎌倉市	1,588,800	4.45
小林 早苗	愛知県豊橋市	778,440	2.18
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	755,000	2.11
豊橋信用金庫	愛知県豊橋市小畷町579	660,000	1.85
小林 洋平	愛知県豊橋市	621,810	1.74
兼松株式会社	兵庫県神戸市中央区伊藤町119	600,000	1.68
青山商事株式会社	広島県福山市王子町1丁目3番5号	579,600	1.62
HSBC HONG KONG-TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES(常任代理 人 香港上海銀行東京支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL, HONG KONG(東 京都中央区日本橋3丁目11-1)	566,200	1.58
計	-	11,146,792	31.26

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

3,250,600株

株式会社日本カストディ銀行(信託口)

755,000株

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 697,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,609,500	356,095	-
単元未満株式	普通株式 47,750	-	-
発行済株式総数	36,354,750	-	-
総株主の議決権	-	356,095	-

## 【自己株式等】

2024年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社物語コーポレーション	愛知県豊橋市西岩田五丁目7番地の11	697,500	-	697,500	1.92
計	-	697,500	-	697,500	1.92

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号、会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,396	245,700
当期間における取得自己株式	1,115	547,525

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式の無償取得による株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式としての自己株式処分)	7,379	22,159,137	-	-
保有自己株式数	697,573	-	698,688	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社は、安定的な配当を継続することを基本とし、将来に向けた成長投資に利益を配分するとともに、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、連結配当性向20%以上を目安に、持続的な利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的・持続的な増加を原則とする累進配当を目指してまいります。

また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当政策の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、中間配当は1株当たり15円00銭を実施しました。また、期末配当は1株当たり17円00銭に決定しました。この結果、当事業年度の連結配当性向は20.2%になりました。

次期の配当につきましても、引き続き上記方針に基づき実施する予定であり、年間配当金として1株当たり36円00銭（中間配当18円00銭、期末配当18円00銭）を予定しております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年2月9日 取締役会決議	534	15
2024年9月25日 定時株主総会決議	606	17



・取締役会実効性評価

当社は、取締役会の実効性評価を年次で実施しております。すべての取締役・監査役からアンケートによる取締役会の実効性に関する自己評価を得たうえで、その結果を分析・評価しています。

評価結果については取締役会へ報告し、議論することによりPDCAサイクルを回し、取締役会の実効性の維持・向上に努めております。

<主な評価項目>

ガバナンス体制・仕組み	全社的なガバナンス体制、権限委譲・グループ統制、内部監査部門との連携、意思決定プロセスなど
取締役会の役割・責務	大きな方向性の議論、将来への影響の議論、環境変化への対応、経営計画などの審議・監督、役員トレーニング、情報共有など
取締役会の構成	構成に対する認識、規模
取締役会の運営	年間スケジュール、開催頻度、開催時間、招集時期、資料の提供時期、議題の範囲、重要議題の対応、資料の量・質など
取締役会における審議の活性化	議事進行、個別の審議時間、発言・指摘、議論・意見交換、風土・雰囲気など
経営の監督・経営陣との関係	指名・報酬委員会の役割、取締役の選解任・後継者計画、報酬制度、社外役員の活用など
リスク把握	健全な企業風土の醸成、リスクの認識、リスク管理体制など
ステークホルダーとの関係	資本コストや株主を意識した経営の監督、株主との建設的な対話、サステナビリティ課題への取り組みの監督など

<前回（前事業年度）の取締役会の実効性の評価結果への対応>

前事業年度の取締役会の実効性評価で指摘された課題を踏まえ、ガバナンス体制・仕組みの強化に向けて下部の会議体との連携強化や海外子会社への監督機能の強化、内部監査部門と社外取締役の連携強化、大きな方向の議論の充実に向けて企業価値創造に向けた資本コストを踏まえた事業ポートフォリオに関する審議の充実を行いました。また、役員研修の充実、情報共有の促進など、取締役・監査役へのサポートを引き続き強化しました。

<当事業年度の取締役会実効性評価についての結果の概要>

当事業年度の取締役会の実効性評価については、外部の第三者機関の助言を参考に、ガバナンス体制・仕組み、取締役会の役割・責務、取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会における審議の活性化、経営の監督・経営陣との関係、リスク把握、ステークホルダーとの関係を評価し、実効性は確保されている旨を確認しております。各取締役・監査役からは、取締役会の構成に関して多様性の確保に向けた取り組みが必要との指摘がなされました。また、海外事業・資本政策・投資に関して今後の展開を見据え、より丁寧に対応する必要があるとの意見も寄せられました。

当社は、引き続き、あらゆるステークホルダーからの信頼獲得および持続的な企業価値の向上に向け、取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

・企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は監査役制度を採用しており、会社の機関としては、会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役会および会計監査人を設置しております。

取締役会は、本書提出日現在、定例取締役会を1カ月に1回、また必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催しております。また、取締役会では、法令又は定款に定める事項の他、経営の基本方針・計画に関する重要事項の決定、月次・年次決算関係についての報告などを行っております。

当社は、経営の意思決定・監督機能の強化および透明性の向上を図るため、社外取締役を選任・配置しております。社外取締役の設置は、経営に関する幅広い知識・経験を有する人材が経営の専門家として客観的な立場から意見を述べるとともに、取締役の業務執行を監督することを目的とするものであります。

取締役会は代表取締役社長の加藤央之を議長とし、取締役の岡田雅道、津寺毅、木村公治の3名と、社外取締役である西川幸孝、安田加奈、倉島薫の3名を含む計7名で構成しております。

監査役会は、監査役4名全員が社外監査役として、客観性、中立性を確保し、職務執行状況を監査できる体制を整えております。また取締役会に出席し、監査役の立場から自由に意見を述べると共に、取締役の職務執行状況を監査しており、経営管理の実効性の観点からも十分に機能しているものと判断しております。常勤監査役の今村泰也を議長とし、監査役の中川彩子、安田恵、白井俊徳の3名を含め計4名で構成しております。

業務執行に際しましては、意思決定の迅速化と機動的経営の実現のために、経営会議を運営しております。代表取締役社長の加藤央之を議長とし、常勤の取締役、常勤の監査役、執行役員、本部長および事業部長で構



成する協議の場であり、原則として週1回開催しております。取締役会上程事項を含め、重要な事項などについて協議しております。なお、必要に応じて経営幹部以外で参加が必要と認められた者も参加しております。

内部統制推進委員会はコンプライアンス・リスクマネジメント部会により構成され、本書提出日現在、社内のさらなる法令遵守、内部統制システムの整備の推進、リスク管理体制強化の推進、企業倫理の徹底を図るために設置しております。代表取締役社長の加藤央之を委員長とし、定期的にコンプライアンス・リスクマネジメント部会の活動報告を受け検証しております。コンプライアンス・リスクマネジメント部会は月1回開催しており、下記5項目を目的に活動しております。

- ( ) コンプライアンス・リスクマネジメント再発防止策の検討
- ( ) 直営店舗、フランチャイズ、グループ子会社にて自主点検実施
- ( ) 全体的なコンプライアンス・リスクマネジメント防止強化施策の実施
- ( ) 役員・従業員に対しコンプライアンス教育及び研修活動の企画・運用実施
- ( ) 危機管理のシミュレーション及び訓練実施

サステナビリティ委員会はサステナビリティの観点を踏まえた経営を推進することにより、社会の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を図り、ステークホルダーの信頼に応えることを目的として設置しております。代表取締役社長の加藤央之を委員長とし、定期的に取締役会にその活動状況などを報告することで、取締役会にて監督する体制を整えております。サステナビリティ委員会は下記6項目を目的に活動しております。

- ( ) サステナビリティに関する方針や目標に関する事項
- ( ) サステナビリティに関する実行計画の策定に関する事項
- ( ) サステナビリティに関する目標に対する推進管理や評価に関する事項
- ( ) サステナビリティに関する個別施策に関する事項
- ( ) サステナビリティに関する開示に関する事項
- ( ) その他、前各号に関して代表取締役社長が必要と認めた事項

以上の経営執行体制に、監査役による経営監視機能、後述の内部統制システムによる牽制機能が働くことで、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能と考え、当体制を採用しております。

#### ・内部統制システムに関する基本的な考え方

当社はレストランチェーンの直営による経営並びにフランチャイズチェーン展開を主な事業内容としております。それゆえ、食品衛生法などの遵守すべき法律も多く、食中毒や火災などの損失の危険も予測されます。このような事業特性の元で、健全で持続的な発展をするために内部統制システムを整備し、適切に運用することは経営上の重要課題であると考えております。

#### ・内部統制システムの整備の状況

当社は、適正な業務執行のための体制の整備及び運用の基本方針として、2023年7月18日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を次のとおり決定しております。

- ( ) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を定め、その運用と徹底に努めております。
  - ・当社は、業務分掌規程、職務権限規程、組織規程により取締役及び使用人の職務及び決裁権限内容に基づき、常時取締役及び使用人が閲覧できるよう開示し、業務の執行が定款に適合し行われる体制を確保しております。
  - ・当社は、代表取締役社長を委員長とする「内部統制推進委員会」を2ヶ月に1回開催することやその対策の具体化に努め、内部統制全般の整備と運用を行っています。
  - ・当社は、当社の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、監査役による監査や、代表取締役社長直轄の内部監査部による各部門に対する内部監査を定期的を実施しております。
  - ・当社は、「内部通報制度」を設置・運営し、法令上疑義のある行為などについて使用人が直接情報提供を行う手段を確保することで、不正行為などの早期発見と是正を図ります。
  - ・当社は、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、当社グループのマテリアリティを特定し、取締役会がサステナビリティへの取り組みを適切に監督し、当社の事業活動を通じて当社グループのマテリアリティの解決を推進します。
  - ・当社は、取締役・監査役及び執行役員の指名や報酬に関しては、構成員の過半数を独立社外取締役とする任意の「指名・報酬委員会」を設置しており、当委員会の答申を受けて取締役会が決定しております。なお、監査役の指名や報酬については、監査役会で決定しております。
  - ・当社は、取締役会がその役割・責務を実務的に果たすために、取締役会の実効性評価を年次で実施し、取締役会全体が適正に機能しているかを評価し、課題などの改善に向けた適切な措置を講じています。

- ( ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社は、株主総会議事録、取締役会議事録や稟議書などの重要な意思決定などに係る記録は、法令及び「文書管理規程」に基づき、定められた期間保管しております。
- ( ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、代表取締役社長を委員長とする「内部統制推進委員会」が中心となり、想定されるリスクを抽出した上で、その評価及び対応策の検討を行い、年次でコンプライアンス・リスクマネジメント施策の計画を策定し、各部門への対応指示を行います。また、定期的に取り締り会及び経営会議への報告を行うとともに、想定される必要なリスクへの必要な措置を検討します。
  - ・当社は、各部門のリスク管理については、各部門内にコンプライアンス・リスク管理責任者及びコンプライアンス・リスク管理担当者を設置し、適正なリスク管理を行います。
  - ・当社は、不測の事態が発生した場合には、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」及び「危機発生時対応マニュアル」に則り必要な対応を行います。
- ( ) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、執行役員制度により、取締役の監督機能と業務執行機能の融合を図り、意思決定の迅速化と役割の明確化を図ります。
  - ・当社は、取締役の職務執行が、効率的に行われることを確保する体制として、定時取締役会を月1回開催する他、必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催し、重要事項を意思決定するとともに、職務執行状況を監督します。
  - ・当社は、常勤役員からなる経営会議を原則週1回開催し、個別の経営課題を実務的な観点から協議し、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を補完します。
  - ・当社は、当社の重要事項については、職務権限規程に基づく社内起案・決裁手続きに従い、経営会議における審議を経て、取締役会で決議し、執行します。
- ( ) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、グループ各社の所管業務については、業務適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行に則ったコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、担当取締役が統括管理します。
  - ・当社は、グループ各社の自主性を尊重しつつ、グループ各社の担当取締役から、業務執行に関する事項を定期的に当社取締役会及び常勤役員からなる経営会議において報告を受ける体制を構築しています。
  - ・当社は、グループ各社の経営に影響を及ぼすような重要な決定については「関係会社管理規程」に基づき、当社の取締役会への付議又は報告を行うことなどにより、グループ各社における業務の適正及び職務の執行の効率を確保します。
  - ・グループ各社への業務及び会計の監査については、監査役は「監査役監査規程」、内部監査部は「内部監査規程」に準じて、管理体制に問題があると認められるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができますものとしします。
  - ・当社は、当社とグループ各社の緊密化を図り、かつ、各社の利益の向上を図るために必要に応じ関係会社会議を開催できるものとしします。
  - ・当社は、グループ各社に関する指導育成については、グループ各社の自主性を尊重するとともに、担当取締役が必要と認めた場合には、その実施を促進します。
- ( ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・当社は、監査役が必要とした場合、代表取締役社長直轄の内部監査部に所属する使用人が監査役の補助を行います。また、その選任及び解任については、監査役会と事前の協議の上、決定します。
- ( ) ( )の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・当社は、前号における監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役の指揮命令下で業務を遂行できる体制を確保し、使用人の人事評価についても監査役会と協議して決定します。
- ( ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
- ・当社は、グループ各社の取締役及び使用人は職務執行に関し、法令・定款に係わる重大な不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した時、並びに業務執行の状況及び結果を監査役に報告します。

- ・ 当社は、監査役への報告は、迅速かつ誠実に行うことを基本とし、定期的な報告に加え、必要に応じて適宜行い、定時取締役会のみならず、経営会議及び部門戦略会議に常勤監査役が参加し、適宜経営上重要な事項に関する報告を行える体制を整備しております。
- ・ 当社は、監査役への報告をおこなったグループ各社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社の取締役及び使用人に周知徹底します。

( ) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役との相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を開催します。
- ・ 監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席します。
- ・ 監査役は、当社の本社や店舗、工場などおよびグループ各社において業務執行ならびに財産管理の状況を適宜調査します。
- ・ 監査役は、会計監査人および内部監査部との間で、情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保します。
- ・ 当社は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士・公認会計士など外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還などの請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

( ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適正に行うため「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準に関する実施基準」に準じて、内部監査部が整備・運用状況を調査・検討・評価し、不備があれば、これを是正していく体制の維持・向上を図ります。

・ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備の状況

( ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・ 当社およびグループ各社は、「サステナビリティ基本方針」及び「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関わりを遮断することを規定しております。

( ) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

- ・ 当社は「暴力団等反社会的勢力の排除及び不当要求対応マニュアル」を策定し、反社会的勢力との関係遮断について明記するとともに、反社会的勢力の排除のための管理体制を以下のとおり整備しております。

a. 対応部署及び対策委員会の設置

- ・ 当社は反社会的勢力の対応部署を総務企画部とし、総務企画部部長が責任者となり反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを行っております。また、総務企画部部長は必要に応じて管理本部部長の承認を得た上で、適正な人材(社内・社外を問わず)を指名し、臨時に反社会的勢力対策委員会を設置し、反社会的勢力への対応を行っております。

b. 店舗における反社会的勢力に対する対応

- ・ 店舗において一次対応責任者は店長(不在時は次席社員)としております。また、留意事項に基づき、口頭による緊急報告を手順に従い実施するとともに、「暴力団等反社会的勢力との対応報告書」を作成し対応内容を文書化することとしております。

c. 外部専門機関との連携状況

- ・ 総務企画部を中心として、所轄の警察署、暴力追放県民会議、弁護士などと緊密に連携しております。

d. 取引先の調査

- ・新規取引先に対しては「新規取引業者対応マニュアル」に準じて「反社会的勢力調査」を事前に実施する仕組みを導入しております。既存取引先に対しては、年1回「反社会的勢力調査」を実施することとしております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社において発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応などを行うことを目的として、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」及び「危機発生時対応マニュアル」を定め、代表取締役社長を委員長とする内部統制推進委員会を設置しております。

内部統制推進委員会は、原則として2カ月に1回開催され、内在するリスクを把握・評価し、必要に応じて対策が行えるように体制を整えております。

また、不測の事態が発生した場合には、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」及び「危機発生時対応マニュアル」に則り対策を行います。

・グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

グループ各社の担当取締役から、業務執行に関する事項を定期的に当社取締役会及び経営会議において報告を受けるとともに、重要な決定については「関係会社管理規程」に則り当社取締役会への付議又は報告を行うことなどにより、子会社から事前の承認申請又は報告を受け体制を整えております。

また、監査役及び内部監査部は、グループ各社に対する監査を通じて、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役などであるものを除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる旨を定めております。

当社は、社外取締役である西川幸孝、安田加奈、倉島薫、社外監査役である今村泰也、中川彩子、安田恵、白井俊徳との間で責任限定契約を締結しております。

役員賠償責任保険の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務執行の際の萎縮防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

・保険の対象となる範囲

- ・役員
- ・管理職従業員
- ・役員と共同被告になったか、他の従業員又は派遣社員からハラスメントなどの不当労働行為を理由に損害賠償請求訴訟を受けた場合の全従業員

・保険契約の内容

( ) 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分を含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

( ) 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員などがその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害に対して補填いたします。ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為などに起因する損害などについては一定の免責があります。

( ) 職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象外とすることで、職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

取締役の定数

2014年9月26日開催の当社第45期定時株主総会において、定款の一部変更を行い、13名以内とする旨を定めました。

取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議につきまして、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行い、また決議方法は累積投票によらない旨を定款によって定めております。

自己株式取得の決定機関

当社は、2007年9月27日開催の当社第38期定時株主総会において、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策などの経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引などにより自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

#### 剰余金の配当（中間配当）等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によりすることができる旨を定款に定めております。これは剰余金の配当（中間配当）等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において、当社は取締役会を合計17回開催しており、個々の取締役および監査役の出席状況および当社取締役会での具体的な検討状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
代表取締役 会長	芝宮 良之（注2）	17回 / 17回（100%）
代表取締役 社長	加藤 央之	17回 / 17回（100%）
代表取締役 専務執行役員	岡田 雅道	17回 / 17回（100%）
取締役 常務執行役員	津寺 毅	17回 / 17回（100%）
取締役 上級執行役員	木村 公治	17回 / 17回（100%）
取締役（社外）	西川 幸孝	17回 / 17回（100%）
取締役（社外）	安田 加奈	17回 / 17回（100%）
取締役（社外）	倉島 薫（注1）	13回 / 13回（100%）
常勤監査役（社外）	今村 泰也	17回 / 17回（100%）
監査役（社外）	天城 武治（注2）	17回 / 17回（100%）
監査役（社外）	中川 彩子	17回 / 17回（100%）
監査役（社外）	安田 恵（注1）	13回 / 13回（100%）

（注1）取締役の倉島薫、監査役の安田恵は2023年9月26日開催の第54期定時株主総会において新たに選任されております。

（注2）代表取締役会長の芝宮良之、監査役の天城武治は2024年9月25日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任しております。

<具体的な検討内容>

事項	件数	主な内容
決議事項	74件	総合予算計画および中期経営計画提案、新規出店立地判断および投資回収計画承認提案、直営店開業の承認提案、既存店改装投資提案、取締役および執行役員の報酬決定提案、機構改革および役員・年俸者人事提案、有価証券報告書承認提案、決算短信承認提案、株主総会目的事項の承認、配当金計画提案、資金調達提案、指名報酬委員会選任、規程の新設および改訂提案、海外子会社(香港)設立提案
報告事項	81件	連結事業月次業績報告、内部統制推進委員会年間活動報告、監査役会監査報告、IR活動報告、関連当事者取引の定期報告、業務執行取締役の業務報告、内部監査部活動計画報告およびJ-SOX内部統制内部監査報告
諮問事項	55件	総合予算計画および中期経営計画の内容について、成長戦略・サステナビリティ戦略・事業戦略について、海外事業の課題と今後の方向性について、コーポレート・ガバナンス報告書などの開示内容について、グループ経営に向けたガバナンスや取締役会の在り方について、サステナビリティ方針と取り組み進捗について、配当政策について、取締役会実効性向上について、指名・報酬委員会答申について、投資単位について、社内トピックス共有

指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において、当社は指名・報酬委員会は5回開催しており、個々の委員の出席状況および当委員会の役割、構成、運営状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
取締役（社外） 委員長	西川 幸孝	5回 / 5回（100%）
取締役（社外）	安田 加奈	5回 / 5回（100%）
取締役（社外）	倉島 薫（注1）	4回 / 4回（100%）
常勤監査役（社外）	今村 泰也	5回 / 5回（100%）
代表取締役 会長	芝宮 良之（注2）	5回 / 5回（100%）
代表取締役 社長	加藤 央之	5回 / 5回（100%）
代表取締役 専務執行役員	岡田 雅道	5回 / 5回（100%）

（注1）取締役の倉島薫は2023年9月26日開催の第54期定時株主総会において新たに選任されております。

（注2）代表取締役会長の芝宮良之は2024年9月25日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任しております。

< 役割 >

指名・報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、代表取締役および役付執行役員などの経営幹部の選解任と取締役・監査役および執行役員候補の指名、ならびに、経営陣幹部・取締役・監査役および執行役員の報酬などについての審議を経て取締役会へ答申などを行い、取締役会の意思決定における客観性と透明性をより一層高め、取締役会の監督機能の独立性の強化を図っております。

< 構成 >

当事業年度における指名・報酬委員会は、委員7名で構成されており、その過半数は独立社外取締役および独立社外監査役で構成しています。また、委員長は、その独立社外取締役である委員の中から、指名・報酬委員会の決議によって選定することとしております。

< 当期の運営状況 >

第55期は5回開催し、1回当たり平均1時間、指名・報酬委員会の委員長の選任、役員報酬水準の確認、取締役候補予定者・監査役候補予定者の選定およびスキルマトリックスに係る審議、執行役員候補者の確認、取締役の報酬などに係る審議をいたしました。

( 2 ) 【 役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性3名 ( 役員のうち女性の比率27.2% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長 経営理念推進・サステナビリティ担当 マーケティング担当	加藤 央之	1986年4月14日生	2009年4月 当社入社 2019年7月 お好み焼事業部事業部長 2020年2月 業態開発本部本部長 兼 開発企画・デジタルマーケティング部部長 2020年7月 副社長執行役員 Storyteller株式会社代表取締役 物語(上海)企業管理有限公司董事 (現任) 2020年9月 当社代表取締役社長 2021年1月 当社代表取締役社長 経営理念推進・CSR担当(現 サステナビリティ担当) 2023年7月 当社代表取締役社長 経営理念推進・サステナビリティ担当 マーケティング担当(現任)	(注)3	15,421
代表取締役 専務執行役員 海外事業担当 営業担当 海外事業本部 本部長	岡田 雅道	1977年11月7日生	2001年11月 当社入社 2011年2月 専門店事業部事業部長 2013年1月 執行役員 専門店事業部事業部長 2016年7月 執行役員 物語(上海)企業管理有限公司総経理 2016年9月 上級執行役員 2017年7月 上級執行役員 専門店事業部事業部長 2018年8月 Storyteller株式会社代表取締役社長 2018年9月 当社取締役 専門店・新業態事業部事業部長 2019年9月 当社取締役常務 専門店・新業態事業部事業部長 2020年7月 当社代表取締役 専務執行役員 グローバルマーケティング・営業統括 新業態開発担当 物語(上海)企業管理有限公司董事長 (現任) 2021年7月 当社代表取締役 専務執行役員 グローバルマーケティング・営業統括 マーケティング担当 2023年4月 PT.Agrapana Niaga Gemilang 取締役 (現任) 2023年7月 当社代表取締役 専務執行役員 海外事業担当 営業担当 専門店・ 新業態事業部事業部長 2024年5月 物語香港有限公司 取締役(現任) 2024年7月 当社代表取締役 専務執行役員 海外事業担当 営業担当 海外事業本部 本部長(現任)	(注)3	39,488



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員 財務・成長戦略担当 管理本部本部長	津寺 毅	1974年 8月 1日生	1998年 5月 当社入社 2011年10月 成長戦略室室長 2015年 7月 執行役員 成長戦略室室長 2016年 9月 上級執行役員 成長戦略室室長 2018年 8月 Storyteller株式会社取締役(現任) 2018年 9月 当社取締役 財務・成長戦略担当 管理本部本部長 兼 成長戦略室室長 2020年 7月 当社取締役 常務執行役員 財務・成長戦略担当 管理本部本部長 兼 成長戦略室室長 物語(上海)企業管理有限公司董事 (現任) 2021年 7月 当社取締役 常務執行役員 財務・成長戦略担当 管理本部 本部長(現任) 2023年 4月 PT.Agrapana Niaga Gemilang コミサリス(監査役)(現任) 2024年 5月 物語香港有限公司 取締役(現任)	(注) 3	16,985
取締役 上級執行役員 F C・店舗・立地開発担当 新事業担当	木村 公治	1975年 3月16日生	1999年 4月 当社入社 2011年 7月 執行役員 開発本部本部長 2013年 9月 当社取締役・執行役員 開発本部本部長 2014年 1月 当社取締役 執行役員 物語(上海) 企業管理有限公司総経理 2015年 2月 当社取締役 執行役員 焼肉事業部事業部長 2015年 9月 執行役員 成長戦略室付 2016年 7月 執行役員 社長室室長 2017年 7月 執行役員 営業企画部部長 2018年 7月 上級執行役員 営業担当 2020年 9月 当社取締役 上級執行役員 F C事業・営業担当 2023年 7月 当社取締役 上級執行役員 F C・店舗・立地開発担当 新事業担当(現任)	(注) 3	44,927

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	西川 幸孝	1956年5月19日生	1982年4月 豊橋商工会議所入所 2005年3月 株式会社ビジネスリンク設立 代表取締役(現任) 2009年8月 本多プラス株式会社社外取締役 (現任) 2016年5月 株式会社買取王国社外取締役 (監査等委員)(現任) 2017年9月 当社社外取締役(現任) 2023年8月 三信軌工株式会社 社外取締役 (現任)	(注)3	-
取締役	安田 加奈	1969年4月10日生	1993年10月 センチュリー監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人)入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年3月 安田会計事務所設立 同所所長(現任) 2004年3月 税理士登録 2009年9月 シンボ株式会社 社外監査役 2010年5月 スギホールディングス株式会社 社外監査役(現任) 2016年6月 株式会社ゲオホールディングス 社外取締役(現任) 2019年6月 中央発條株式会社 社外取締役(現任) 2020年6月 コンドーテック株式会社 社外監査役 2020年6月 コンドーテック株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年9月 当社社外取締役(現任)	(注)3	1,500
取締役	倉島 薫	1960年5月5日生	1984年4月 味の素株式会社入社 2015年6月 同社 執行役員 2016年6月 同社 常務執行役員 2019年6月 同社 専務執行役員 同社 食品事業本部長 2020年6月 株式会社J-オイルミルズ 社外取締役 2021年4月 味の素株式会社 グローバルコーポレート本部長 同社 コーポレートサービス本部長 2021年6月 同社 取締役 2022年6月 公益財団法人味の素ファンデーション 理事長(現任) 2023年6月 日本つま味調味料協会 会長(現任) 2023年9月 当社社外取締役(現任) 2024年6月 株式会社JSP 社外取締役(現任)	(注)3	1,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	今村 泰也	1958年6月9日生	1983年4月 日本航空株式会社入社 2003年11月 株式会社JALウェイズ 2010年4月 株式会社JALインフォテック 常勤監査役 2015年6月 山形空港ビル株式会社 専務取締役 2018年9月 当社常勤監査役(現任) 2020年7月 Storyteller株式会社監査役 物語(上海)企業管理有限公司 監事(現任)	(注)5	-
監査役	中川 彩子	1979年6月22日生	2003年10月 司法試験合格 2005年10月 弁護士登録 秋田法律事務所入所 2009年1月 弁護士法人柴田・中川法律特許事務所 入所(現任) 2014年9月 名古屋家庭裁判所非常勤裁判官任官 2017年9月 当社補欠監査役 2019年9月 当社非常勤監査役(現任) 2021年11月 株式会社オートサーバー 社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年6月 夢コーポレーション株式会社 社外監査役(現任)	(注)4	-
監査役	安田 恵	1973年1月21日生	1999年10月 中央監査法人入所 2004年4月 公認会計士登録 2006年9月 あらた監査法人 (現PwCJapan有限責任監査法人) 入所 2008年7月 清泉監査法人入所 2016年7月 安田恵公認会計士事務所 所長(現任) 2020年4月 学校法人昭和女子大学 非常勤講師 2021年6月 綜研化学株式会社 社外監査役(現任) 2022年4月 気象庁 入札監視委員(現任) 2023年4月 昭和女子大学 グローバルビジネス学部 会計ファイナンス学科 客員准教授(現任) 2023年9月 当社非常勤監査役(現任) 2024年6月 エイベックス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
監査役	白井 俊徳	1959年1月28日生	1982年4月 株式会社伊勢丹 (現 株式会社三越伊勢丹)入社 2008年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 経営戦略本部企画推進部部長 2017年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 経営戦略本部長 兼 新光三越非常勤董事 2018年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス CSRO(最高戦略責任者 兼 最高構 造改革責任者) 兼 新光三越非常勤董事 2019年6月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 監査役会議長 兼 新光三越非常勤董事 2020年6月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 取締役監査委員会委員長 兼 新光三越非常勤董事 2021年8月 新光三越高級顧問 兼 董事 2023年4月 F a S I N g マネジメントデザイン 代表 兼 デザイナー(現任) 2024年3月 中野冷機株式会社 社外取締役(現任)	(注)6	-
計					119,321

- (注) 1. 取締役西川幸孝、安田加奈、倉島薫は社外取締役であります。
2. 監査役今村泰也、中川彩子、安田恵、白井俊徳は社外監査役であります。
3. 2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2025年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2023年6月期に係る定時株主総会終結の時から2027年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2022年6月期に係る定時株主総会終結の時から2026年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2024年6月期に係る定時株主総会終結の時から2028年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
7. 当社では、意思決定・監督と業務執行の分離による取締役会の意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は以下の13名であります。

職名	担当及び重要な兼職の状況	氏名
上級執行役員	海外事業本部 出向 マーケティング担当 物語(上海)企業管理有限公司 総経理付 マーケティング担当	堀 誠
上級執行役員	営業イノベーション本部 本部長	池田 兼孝
執行役員	内部監査部 部長	伊藤 栄志
執行役員	I T推進本部 本部長	岡本 兵衛
執行役員	ゆず庵事業部 事業部長	三宅 泰嗣
執行役員	経営理念推進・D & I本部 本部長	横濱 任
執行役員	海外事業本部 付	佐々木 亨明
執行役員	購買物流・生産本部 本部長	針谷 節
執行役員	丸源事業部 事業部長	池田 頼信
執行役員	海外事業本部 付	山口 学
執行役員	F C事業推進本部 本部長 兼 F C開発部 部長	齋木 知親
執行役員	専門店・新業態事業部 事業部長	廣瀬 雅孝
執行役員	海外事業本部 出向 インドネシア事業担当 PT.Agrapana Niaga Gemilang 代表取締役 社長	三尾 真永

#### 社外役員の状況

##### ・社外取締役

- ・当社の社外取締役は3名であります。
- ・社外取締役西川幸孝は、豊橋商工会議所や実践的な経営コンサルタントとしての豊富な経験があり、人事労務管理に関する深い見識を有しております。また、複数社の社外取締役を歴任されるなどの経営者としての実績から、その幅広い知識・経験などを当社グループの経営判断に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

なお、同氏は、株式会社ビジネスリンクの代表取締役、本多プラス株式会社の社外取締役、株式会社買取王国の社外取締役(監査等委員)、三信鋳工株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

- ・社外取締役安田加奈は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、会計・税務の専門家としての経験と知見が豊富であり、それらを活かし、客観的かつ専門的な視点から当社グループのガバナンス強化や当社グループの経営判断に活かしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、同氏は、安田会計事務所の所長およびスギホールディングス株式会社の社外監査役、株式会社ゲオホールディングスの社外取締役、中央発條株式会社の社外取締役、コンドーテック株式会社の社外取締役(監査等委員)を兼職しておりますが、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

- ・ 社外取締役倉島薫は、グローバルに展開する食品企業において取締役専務執行役員などの要職を国内外で歴任し、豊富な企業経営に関する経験を有しております。また、企業経営およびグローバルビジネス、海外事業の展開における高い見識や豊富な経営経験があり、その見識や経験を当社グループの経営判断に活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

なお、同氏は、株式会社JSPの社外取締役、公益財団法人味の素ファンデーションの理事長、日本うま味調味料協会の会長を兼職しておりますが、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

#### ・ 社外監査役

- ・ 当社の社外監査役は4名であります。
- ・ 社外監査役今村泰也は、事業会社において管理部門、監査部門、企業経営などの豊富な経験により、経営全般に優れた見識を有しており、経営管理、リスク管理の観点からの監視機能を確保するために選任をしております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- ・ 社外監査役中川彩子は、弁護士として培われた幅広い知識・経験などを当社グループのコンプライアンス体制や内部統制の構築に活かすために選任をしております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

なお、同氏は、弁護士法人柴田・中川法律特許事務所の弁護士、株式会社オートサーバーの社外取締役（監査等委員）、夢コーポレーション株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

- ・ 社外監査役安田恵は、公認会計士であり、監査法人および会計事務所での業務経験を通じて幅広い知識・経験などを有しております。それらを活かし、客観的かつ専門的な視点から当社グループのコンプライアンス体制や内部統制の構築に活かしていただきたく、社外監査役として選任をしております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

なお、同氏は、安田恵公認会計士事務所の所長、綜研化学株式会社の社外監査役、エイバックス株式会社の社外取締役（監査等委員）、気象庁の入札監視委員、学校法人昭和女子大学 グローバルビジネス学部 会計ファイナンス学科 客員准教授を兼職しておりますが、当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

- ・ 社外監査役白井俊徳は、グローバルに展開する小売・流通企業において監査役会議長などの要職を歴任し、上場会社における先進的かつ実効性の高いガバナンス体制を構築するなど、企業経営やガバナンスに関する優れた知見と豊富な経験を有しております。これらの豊富な実績や経験から当社ガバナンスの強化に活かしていただきたく、社外監査役に選任をしております。また、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

なお、同氏は、F a S I N g マネジメントデザインの代表兼デザイナー、中野冷機株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

社外取締役および社外監査役を選任するにあたり、独立性に関する基準または方針は特に設けておりませんが、選任にあたっては、会社法に定める社外性の要件を満たすというだけでなく、株式会社東京証券取引所の独立役員の基準などを参考にしております。

社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役および社外監査役は、各監査における重要な事項について報告を受け、必要に応じ監査担当者および内部統制部門にヒアリングを実施するなど、経営の監督機能の向上を図っております。

また、社外監査役は会計監査人と情報や意見交換の実施、ならびに監査結果の報告を受けるなど、連携しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

.監査役監査の組織、人員及び手続き

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は常勤監査役の今村泰也を議長とし、監査役の天城武治、中川彩子、安田恵の3名含む計4名で構成しており、客観性、中立性を確保し、取締役の職務執行状況を監査できる体制を整えております。なお、天城武治は公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務および会計・税務に関する相当程度の知見を有するものです。中川彩子は弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものです。また、安田恵氏は公認会計士の資格を有しており、財務会計に関する相当程度の知見を有するものです。監査役は、監査役監査規程および監査役監査計画に基づき、会計監査人および内部監査部門などの社内の組織との情報交換に努め、取締役の職務執行について監査を行い、監査報告書を作成しております。

.監査役及び監査役会の活動状況

監査役は、取締役会に出席し意見を述べ、取締役などから経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検討するなど、取締役の職務執行について監査を行っています。代表取締役などとの間では定期的に会合を開催し、意見交換を実施しています。また、社外取締役とも定期的に会合を開催し、情報交換や意見交換を実施し連携しています。

監査役会は、取締役会開催に先立ち月次で開催されるほか、必要に応じて随時開催しています。監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の選任、会計監査人の報酬、定時株主総会付議議案の監査、常勤監査役の選定、決算・配当等に関して審議しています。また、会計監査人からは期初に監査計画の説明を受け、四半期毎に監査状況を聴取し、期末に監査報告を受けるなど、密接な連携を図っております。

また、内部監査部からは、内部監査年度計画および内部監査の月次報告、内部通報制度の月次報告を聴取して、連携を図っています。

当事業年度において、当社は監査役会を合計17回開催しており、個々の監査役の出席状況および当監査役会で検討した内容は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査役（社外）	今村 泰也	17回/17回（100%）
監査役（社外）	天城 武治	17回/17回（100%）
監査役（社外）	中川 彩子	17回/17回（100%）
監査役（社外）	安田 恵	13回/13回（100%）

常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議にも出席するとともに、内部監査部門の監査に同行し、本社各部門ならびに主要な事業所の業務及び財産の状況を調査するなど、日常的に監査しており、監査役会に報告しています。

また、監査役の安田恵は2023年9月26日開催の第54期定時株主総会において新たに選任されており、監査役の天城武治は2024年9月25日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任しております。

< 具体的な検討内容 >

事項	件数	主な内容
決議事項	13件	常勤監査役選定、特定監査役選定、監査役会議長選定、監査役報酬の決定、監査役監査方針・監査計画・監査業務の分担、会計監査人再任、会計監査人の報酬等の同意、退任監査役に対する退職慰労金の支給額の決定、会計監査人の非保証業務に関する事前包括了解の決議、会計監査人の非保証業務の提供の承認、定時株主総会提出議案等への同意、定時株主総会提出の監査役に関わる議題への同意、監査報告書
報告事項	36件	会計監査人の監査計画、会計監査人の四半期レビュー、内部監査年度計画、内部監査の月次報告、内部通報制度の月次報告、会計監査人の再任に向けた評価、指名・報酬委員会での審議概要、内部統制改善活動の進捗報告
審議・協議事項	27件	取締役会の上程議案の審議、監査報酬追加請求の適否、取締役職務執行確認書の見直し、会計監査人の再任・不再任評価プロセス、監査役会の実効性評価トライアル、常勤取締役ヒアリングの項目検討、KAM記載項目、四半期決算質疑応答、四半期決算の監査方法

#### 内部監査の状況

内部監査について、当社は代表取締役社長直轄組織の内部監査部（人員7名）を設置して、代表取締役社長の承認を得た年間の監査計画書に基づき、各店舗へは臨店調査を主体に、資産管理・労務管理・衛生管理・現金管理などの規程に定められた業務に関して、各部門へは社内処理手続（規程）・法令等遵守の状況について内部監査を実施しており、業務の改善に向け助言・勧告を行っております。また、監査結果については監査報告書を作成し、役員および被監査部門の長に報告するとともに、被監査部門からは改善計画書の提出を求め、適正な改善がなされているかどうか適時フォローアップする体制をとっております。

内部監査部と監査役は、月1回定例のミーティングを開催しているほか、必要に応じて随時打ち合わせを実施し情報の共有及び意見交換を行っております。

また、内部監査部は監査結果を月1回代表取締役社長および経営会議に報告するとともに、定期的に取り締役に報告などを行っております。

#### 会計監査の状況

公認会計士による監査は有限責任監査法人トーマツに依頼しており、会計監査を期末に偏ることなく期中においても定期的に受けております。なお、当連結会計年度における監査の体制は以下のとおりであります。

・ 監査法人の名称	有限責任監査法人トーマツ
・ 継続監査期間	19 年間
・ 業務を執行した公認会計士	後藤泰彦、堀場喬志
・ 監査業務に係る補助者の構成	公認会計士 6名 その他 15名

#### ・ 監査法人の選定方針と理由

当社が監査法人を選定するに当たり、以下を考慮しております。

- ・ 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- ・ 会計監査人の品質管理体制、独立性、職務執行状況を総合的に勘案し、問題がないこと。

#### ・ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人に対して評価を行っております。なお、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツにつきましては、独立性・専門性ともに問題はないと認識しております。



監査報酬の内容等

・監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	32	-	33	-
連結子会社	-	-	-	-
計	32	-	33	-

・監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	0
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	-	0

(注) 当社における非監査業務の内容は、データベース利用料であります。

・その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
該当事項はありません。

・監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査法人より提出される監査日程及び監査工数を勘案し、監査役会の同意を得て監査報酬を決定しております。

・監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬などの額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

・取締役の個人別の報酬などの決定に関する基本方針

当社は2019年9月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬などの内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬などの決定に関する基本方針として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけており、取締役の報酬制度についても、当社の成長や企業価値の向上に資するべきものであると考えており、以下を基本方針としております。

- ・経営理念を実践する優秀な人材を登用できる報酬とする
- ・持続的な企業価値向上を動機づける報酬体系とする
- ・報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものとする

上記の基本方針を踏まえ、取締役の個人別の報酬は株主総会で決議された額の範囲内で支給いたします。また、個人別の報酬額につきましては指名・報酬委員会が審議のうえ、取締役会で協議し決定しております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬などについて、報酬などの決定方法および決定された報酬などの内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断し取締役会で決議しております。

・取締役(社外取締役を除く)報酬制度の概要

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は「基本報酬」「業績報酬」「個人評価報酬」および「株式報酬」で構成されております。

- ・基本報酬

「役位報酬」「加算報酬」「職責報酬」からなり、「役位報酬」は役位毎にその役割に応じた報酬額とし、「加算報酬」は人材難易度等を考慮して個別に支給額を決定し、「職責報酬」は職責に応じて支給額を決定しております。

・業績報酬

短期的なインセンティブとして業績報酬を支給しております。企業価値向上の観点から、前連結会計年度の連結経常利益・純利益を評価基準としたうえで、総合的に評価しております。なお、当事業年度の取締役の報酬の決定に用いた指標の前年度実績は、連結経常利益71億円、純利益46億円となっております。

・個人評価報酬

毎年代表取締役社長により評価項目を設定したうえで業務執行取締役を個人毎に評価し、その評価結果を指名・報酬委員会で審議しております。

・株式報酬（譲渡制限付株式報酬）

中長期的なインセンティブとして各役位の職責や企業価値向上への貢献度を評価しております。役員退任時まで株式の譲渡制限を付しております。

・監査役および社外取締役の報酬制度の概要

監査役および社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されております。

・報酬決定に関する手続

当事業年度における当社の役員の報酬などについては、2019年9月に決議された役員報酬制度方針に基づき、株主総会で承認された取締役報酬などの限度額の範囲内で、取締役会において決定しております。

なお、最近事業年度の取締役の報酬などの具体的な額の決定については、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、2013年9月25日開催の第44期定時株主総会で承認された年額300百万円以内の範囲内で、社外取締役の報酬については2021年9月28日開催の第52期定時株主総会で承認された年額50百万円以内の範囲内で取締役会において決定しております。また、2020年9月24日開催の第51期定時株主総会で、上記の金銭による報酬限度額とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く）に対しての譲渡制限付株式報酬を年額90百万円とし、当社の株式総数15,000株を上限とすることを決議頂いております。

監査役報酬については、2016年9月27日開催の第47期定時株主総会で承認された年額50百万円の範囲内で、監査役会での協議により決定しております。

当社は取締役、執行役員に関する選解任、評価、報酬の客観性・透明性・公正性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化をはかるため、社外取締役・社外監査役を含む非業務執行取締役を主な構成員とした任意の「指名・報酬委員会」を設置しております。構成員7名のうち4名が非業務執行取締役・監査役で構成されており、そのうちの1名が「指名・報酬委員会」の委員長を務めております。当事業年度において「指名・報酬委員会」を5回開催し、国内企業の報酬水準を参考にし、役員の報酬を検討するとともに、指名・報酬制度の課題等について議論したうえで取締役会へ答申しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績報酬	株式報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	205	153	28	24	-	24	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-	-
社外役員	50	50	-	-	-	-	9
合計	256	203	28	24	-	24	14

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的とする株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式と考え区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

・保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外の目的である投資株式につきましては、当該株式が安定的な取引関係の維持・強化につながると判断した場合について保有していく方針です。この方針に則り、当社は毎期、保有目的や当社の資本コスト、保有先企業との取引状況や配当金などを総合的に踏まえ、当該株式の保有の経済合理性について取締役会において検証を行っております。

・銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額 （百万円）
非上場株式	1	175
非上場株式以外の株式	2	10

（注）前事業年度に保有していた非上場株式1銘柄について当事業年度において保有していた全株式を売却したことにより、非上場株式の銘柄数が減少しております。

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数 （銘柄）	株式数の増加に係る 取得価額の合計額 （百万円）
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数 （銘柄）	株式数の減少に係る 売却価額の合計額 （百万円）
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

・特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報  
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
シンボ株式 会社	4,500	4,500	ロースター関連部材の安定的な取引関係 を維持継続するため	有
	6	5		
株式会社三 菱UFJ フィナン シャル・グ ループ	3,840	3,840	取引金融機関として安定的な関係を維持 するため	無 （注）2
	4	4		

（注）1．定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、保有目的、経済合理性、取引状況等により検証しております。

2．株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である株式会社三菱UFJ銀行及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は当社株式を保有しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年7月1日から2024年6月30日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、社内周知できる体制を整備しております。また、監査法人等が主催する会計基準等のセミナーに参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,349	12,236
売掛金	3,324	4,395
商品及び製品	593	556
原材料及び貯蔵品	138	126
その他	1,826	2,167
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	13,231	19,482
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2 23,577	2 27,514
機械装置及び運搬具（純額）	371	759
工具、器具及び備品（純額）	3,486	3,766
土地	2 1,437	2 1,353
リース資産（純額）	10	16
建設仮勘定	891	629
有形固定資産合計	1 29,774	1 34,039
無形固定資産	770	884
投資その他の資産		
投資有価証券	185	188
繰延税金資産	979	1,185
差入保証金	4,846	5,584
その他	224	165
投資その他の資産合計	6,235	7,123
固定資産合計	36,779	42,048
資産合計	50,011	61,530

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	3,265	3,828
短期借入金	-	1,000
1年内返済予定の長期借入金	2,121	2,199
未払法人税等	1,495	1,829
賞与引当金	325	394
株主優待引当金	47	137
店舗閉鎖損失引当金	2	-
その他	5,984	5,814
流動負債合計	13,335	17,329
固定負債		
社債	6,875	6,887
長期借入金	2,234	5,040
退職給付に係る負債	684	805
資産除去債務	708	768
その他	5,121	5,140
固定負債合計	11,720	14,642
負債合計	25,056	31,971
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,883	2,883
資本剰余金	2,697	2,707
利益剰余金	21,003	25,573
自己株式	2,104	2,082
株主資本合計	24,480	29,082
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5	7
為替換算調整勘定	9	47
退職給付に係る調整累計額	22	33
その他の包括利益累計額合計	8	20
新株予約権	310	310
非支配株主持分	171	144
純資産合計	24,954	29,558
負債純資産合計	50,011	61,530

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
売上高	1 92,274	1 107,156
売上原価	32,044	37,015
売上総利益	60,229	70,140
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	22,498	26,822
賞与引当金繰入額	322	390
退職給付費用	147	131
賃借料	5,658	6,416
減価償却費	3,648	4,380
株主優待引当金繰入額	47	137
ポイント引当金繰入額	1	-
その他	20,704	23,696
販売費及び一般管理費合計	53,027	61,975
営業利益	7,202	8,165
営業外収益		
受取利息及び配当金	15	28
受取賃貸料	11	11
為替差益	-	103
協賛金収入	22	222
移転補償金	-	2 69
その他	48	65
営業外収益合計	97	501
営業外費用		
支払利息	25	36
賃貸収入原価	8	8
為替差損	22	-
控除対象外消費税等	8	14
その他	56	24
営業外費用合計	120	84
経常利益	7,179	8,582
特別利益		
固定資産売却益	-	3 390
違約金収入	4 73	-
特別利益合計	73	390
特別損失		
固定資産売却損	-	5 84
固定資産除却損	6 293	6 437
減損損失	7 171	7 115
店舗閉鎖損失	8 76	8 253
店舗閉鎖損失引当金繰入額	2	-
特別損失合計	543	891
税金等調整前当期純利益	6,709	8,081
法人税、住民税及び事業税	2,145	2,657
法人税等調整額	129	186
法人税等合計	2,015	2,471
当期純利益	4,693	5,610
非支配株主に帰属する当期純損失( )	-	29
親会社株主に帰属する当期純利益	4,693	5,639

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
当期純利益	4,693	5,610
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	2
為替換算調整勘定	1	40
退職給付に係る調整額	36	11
その他の包括利益合計	36	31
包括利益	4,730	5,641
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,730	5,668
非支配株主に係る包括利益	-	26



## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,863	2,677	17,157	4	22,694
当期変動額					
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	20	20			40
剰余金の配当			847		847
親会社株主に帰属する当期純利益			4,693		4,693
自己株式の取得				2,100	2,100
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	20	20	3,846	2,100	1,786
当期末残高	2,883	2,697	21,003	2,104	24,480

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3	10	58	44	310	-	22,960
当期変動額							
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）				-			40
剰余金の配当				-			847
親会社株主に帰属する当期純利益				-			4,693
自己株式の取得				-			2,100
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1	36	36	-	171	208
当期変動額合計	1	1	36	36	-	171	1,994
当期末残高	5	9	22	8	310	171	24,954

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,883	2,697	21,003	2,104	24,480
当期変動額					
剰余金の配当			1,069		1,069
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,639		5,639
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				22	22
自己株式処分差益		9			9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	9	4,569	21	4,601
当期末残高	2,883	2,707	25,573	2,082	29,082

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	5	9	22	8	310	171	24,954
当期変動額							
剰余金の配当				-			1,069
親会社株主に帰属する 当期純利益				-			5,639
自己株式の取得				-			0
自己株式の処分				-			22
自己株式処分差益				-			9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2	38	11	28	-	26	2
当期変動額合計	2	38	11	28	-	26	4,603
当期末残高	7	47	33	20	310	144	29,558

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	6,709	8,081
減価償却費	3,744	4,464
減損損失	171	115
貸倒引当金の増減額（は減少）	0	0
賞与引当金の増減額（は減少）	30	68
株主優待引当金の増減額（は減少）	13	89
ポイント引当金の増減額（は減少）	1	-
店舗閉鎖損失引当金の増減額（は減少）	3	2
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	123	104
受取利息及び受取配当金	15	28
支払利息	25	36
為替差損益（は益）	22	103
固定資産売却損益（は益）	-	305
違約金収入	73	-
固定資産除却損	242	317
店舗閉鎖損失	63	179
売上債権の増減額（は増加）	898	1,065
棚卸資産の増減額（は増加）	148	50
その他の流動資産の増減額（は増加）	156	302
仕入債務の増減額（は減少）	605	552
未払消費税等の増減額（は減少）	676	249
未払費用の増減額（は減少）	289	549
その他の負債の増減額（は減少）	228	196
預り保証金の増減額（は減少）	26	35
その他	143	175
小計	11,820	12,960
利息及び配当金の受取額	3	16
違約金収入の受取額	92	-
利息の支払額	12	24
法人税等の支払額	2,208	2,325
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,695	10,626
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の純増減額（は増加）	398	62
有形固定資産の取得による支出	7,104	9,750
有形固定資産の売却による収入	2	1,623
無形固定資産の取得による支出	261	414
差入保証金の差入による支出	462	946
差入保証金の回収による収入	162	195
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	24	-
その他	3	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,042	9,240
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	1,000
長期借入れによる収入	1,000	5,300
長期借入金の返済による支出	1,274	1,710
社債の発行による収入	994	-
社債の償還による支出	1,000	-
配当金の支払額	847	1,067
その他	2,102	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,229	3,519

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	36	44
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,611	4,949
現金及び現金同等物の期首残高	8,464	6,853
現金及び現金同等物の期末残高	6,853	11,803

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

物語(上海)企業管理有限公司

Storyteller株式会社

PT. Agrapana Niaga Gemilang

物語香港有限公司

上記のうち、物語香港有限公司については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 連結会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である物語(上海)企業管理有限公司及びPT. Agrapana Niaga Gemilangの決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたって、同社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

Storyteller株式会社及び物語香港有限公司の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

商品、貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品、原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物及び構築物については定額法(ただし、2016年3月31日以前に取得した構築物は定率法)

その他については主として定率法

主な耐用年数

建物及び構築物 10年～31年

機械装置及び運搬具 5年～10年

工具、器具及び備品 3年～6年

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいておりません。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に対応する額を計上しております。

株主優待引当金

将来の株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

直営店売上

直営店に来店する顧客からの注文に基づき飲食サービスを提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。

フランチャイズ加盟企業関連売上

・フランチャイズ加盟金

フランチャイズ契約時に一括して対価を受領し、当該対価を契約負債として認識しております。フランチャイズ契約は、店舗運営のノウハウを一定の期間にわたりフランチャイズ店へ提供するものであるため、当該一定の期間にわたり収益を認識しております。

・フランチャイズ加盟企業への食材等の販売

食材等をフランチャイズ店に引き渡した時点で収益を認識しております。

・ロイヤルティ収入

フランチャイズ店の売上高の発生に応じて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び従業員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたり費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

外食事業に係る店舗固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
有形固定資産	26,177	31,293
無形固定資産	185	229
合計	26,363	31,523

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、郊外ロードサイドを中心に当連結会計年度末現在、直営店476店を運営しており、店舗設備として建物の他、構築物、工具、器具及び備品等があります。店舗用の土地につきましては、自社所有は4店舗であります。

当社グループは、各店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、本社費用等を配賦した後の営業損益が2期連続で赤字となるなど、業績悪化している店舗については、減損の兆候があるものとみなしております。そのうえで、減損の兆候がある店舗については、取締役会により決議・承認された総合予算の基礎となる店舗別の将来キャッシュ・フロー予測に基づき、店舗資産に対する投資が回収できるかどうかのテスト(減損損失の認識の要否の判定)を行い、店舗資産の帳簿価額を回収不能と判断した場合には、固定資産の減損損失を計上しております。

当社グループは業態開発力を企業の主要な競争力の源泉と位置づけ、新業態の開発や既存業態の改善に継続的に取り組みながら、複数の業態による展開を前提とした事業運営を行っております。顧客ニーズの変化により、予算未達となっている直営店舗を抱える業態も生じていますが、販売促進策及び原価低減施策を断続的に打ち出しており、施策等による効果を、店舗別の将来キャッシュ・フロー予測に一定程度織り込んでおります。

施策等により狙いとする効果が得られなかった場合には、店舗資産に関する減損損失の計上額が増加する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2025年6月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「株式報酬費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「控除対象外消費税等」は、営業外費用の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「株式報酬費用」に表示していた15百万円及び「その他」に表示していた49百万円は、「控除対象外消費税等」8百万円、「その他」56百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「有形固定資産の売却による収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた0百万円は、「有形固定資産の売却による収入」2百万円、「その他」3百万円として組み替えております。

また、前連結会計年度において、独立掲記しておりました「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」に表示していた2,100百万円及び「その他」に表示していた2百万円は、「その他」2,102百万円として組み替えております。



(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	18,641百万円	21,660百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
建物及び構築物	58百万円	55百万円
土地	265	265
計	324	321

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	400百万円	400百万円
計	400	400

3 保証債務

下記のフランチャイズ加盟企業について仕入先からの仕入債務の一部に対し、債務保証を行っております。

債務保証

	前連結会計年度 (2023年6月30日)		当連結会計年度 (2024年6月30日)
株式会社g l o b	186百万円	株式会社g l o b	197百万円
株式会社サンパーク	43	株式会社食物語	44
株式会社本久	42	株式会社サンパーク	43
株式会社元廣	39	株式会社本久	42
株式会社食物語	38	株式会社元廣	39
イフスコダイニング株式会社	35	イフスコダイニング株式会社	35
豊田産業株式会社	30	株式会社平和ダイニング	33
株式会社平和ダイニング	28	株式会社太陽エンタープライズ	31
ノヴィルオートモービルズ株式会社	28	豊田産業株式会社	30
株式会社ホコタ	24	ノヴィルオートモービルズ株式会社	28
株式会社太陽エンタープライズ	23	株式会社ホコタ	24
株式会社桜家	22	株式会社桜家	22
その他 38件	238	その他 39件	258
計	780	計	831

また、上記のほか、フランチャイズ加盟企業(有限会社サトー)の事業用定期建物賃貸借契約に対し、債務保証を行っていましたが、当連結会計年度において契約満了により終了しております。

4 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
当座貸越極度額の総額	5,000百万円	6,000百万円
借入実行残高	-	1,000
差引額	5,000	5,000

5 契約負債

その他のうち、契約負債の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
契約負債(流動負債)	65百万円	50百万円
契約負債(固定負債)	116	107

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 移転補償金

東京フォーラムオフィス(東京都港区)移転に伴う受取補償金であります。

3 固定資産売却益

土地及び建物の売却によるものであります。

4 違約金収入

物語(上海)企業管理有限公司における賃貸契約期間中途でのテナント退店に伴う違約金等であります。

5 固定資産売却損

土地の売却によるものであります。

6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
建物及び構築物	68百万円	292百万円
機械装置及び運搬具	4	-
工具、器具及び備品	150	24
撤去費用その他	69	120
計	293	437

7 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗	建物及び構築物	栃木県 (1件) 愛知県 (1件) 三重県 (1件) 中国 (2件)	171

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

閉店の意思決定を行った店舗における資産グループ及び継続的に営業損失を計上し収益性が低下している店舗における資産グループについて、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（171百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物171百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額又は使用価値により算定しております。

当連結会計年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
店舗	建物及び構築物	愛知県 (2件) 中国 (5件)	115

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

閉店の意思決定を行った店舗における資産グループ及び継続的に営業損失を計上し収益性が低下している店舗における資産グループについて、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（115百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物115百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを8.7%で割り引いて算定しております。ただし、将来キャッシュ・フローがマイナスであるものは回収可能価額を零として評価しております。

8 店舗閉鎖損失の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
建物及び構築物	59百万円	159百万円
工具、器具及び備品	4	18
撤去費用その他	13	75
計	76	253

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2百万円	3百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	2	3
税効果額	0	0
その他有価証券評価差額金	1	2
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1	40
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	6	36
組替調整額	45	19
税効果調整前	52	16
税効果額	15	4
退職給付に係る調整額	36	11
その他の包括利益合計	36	31

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	12,112,512	24,242,238	-	36,354,750
合計	12,112,512	24,242,238	-	36,354,750
自己株式				
普通株式 (注) 2	2,715	696,841	-	699,556
合計	2,715	696,841	-	699,556

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加24,242,238株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加5,738株、2023年3月1日付で普通株式1株を3株に分割したことによる増加24,236,500株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加696,841株は、単元未満株式の買取による増加27株、従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加4,190株、2023年3月1日付で普通株式1株を3株に分割したことによる増加9,724株、自己株式立会外買付取引(TOSTNET-3)による増加682,900株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	2015年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3
	2016年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	6
	2017年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	6
	2018年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	10
	2019年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	12
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	945,700	1,901,200	-	2,846,900	271
合計		-	945,700	1,901,200	-	2,846,900	310

(注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の当連結会計年度増加は、2023年3月1日付で普通株式1株を3株に分割したことによる増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年9月27日 定時株主総会	普通株式	423	35	2022年6月30日	2022年9月28日
2023年2月10日 取締役会	普通株式	423	35	2022年12月31日	2023年3月2日

(注) 2023年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年9月26日 定時株主総会	普通株式	534	利益剰余金	15	2023年6月30日	2023年9月27日

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	36,354,750	-	-	36,354,750
合計	36,354,750	-	-	36,354,750
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	699,556	5,396	7,379	697,573
合計	699,556	5,396	7,379	697,573

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,396株は、単元未満株式の買取による増加56株、従業員持株会向け譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加5,340株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少7,379株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	2015年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3
	2016年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	6
	2017年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	6
	2018年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	10
	2019年株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	12
	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	2,846,900	-	-	2,846,900	271
合計		-	2,846,900	-	-	2,846,900	310

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月26日 定時株主総会	普通株式	534	15	2023年6月30日	2023年9月27日
2024年2月9日 取締役会	普通株式	534	15	2023年12月31日	2024年3月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年9月25日 定時株主総会	普通株式	606	利益剰余金	17	2024年6月30日	2024年9月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金勘定	7,349百万円	12,236百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	495	433
現金及び現金同等物	6,853	11,803

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
1年内	381	677
1年超	294	1,413
合計	675	2,091

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として社債の発行及び銀行等金融機関からの借入れによる方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。ただし、取引先の多くは当社のフランチャイズ加盟企業であり、開店時にフランチャイズ保証金を預かっているため、その分リスクが低減されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

買掛金は、そのほとんどが1カ月以内の支払期日です。

社債及び借入金の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、金利の変動リスクを回避するため、その多くは固定金利としております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金」については現金であること、「預金」「売掛金」「買掛金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。



前連結会計年度(2023年6月30日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券(*1)	9	9	-
差入保証金	4,846	4,595	251
資産計	4,856	4,604	251
社債	6,875	6,913	37
長期借入金(*2)	3,451	3,447	3
負債計	10,327	10,361	34

(\*1) 非上場株式(連結貸借対照表計上額175百万円)は、市場価格のない株式等に該当することから、「投資有価証券」に含めておりません。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度(2024年6月30日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券(*1)	12	12	-
差入保証金	5,584	5,047	536
資産計	5,597	5,060	536
社債	6,887	6,873	13
長期借入金(*2)	7,040	7,008	31
負債計	13,927	13,882	45

(\*1) 非上場株式(連結貸借対照表計上額175百万円)は、市場価格のない株式等に該当することから、「投資有価証券」に含めておりません。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2023年6月30日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	7,117	-	-	-
売掛金	3,324	-	-	-
差入保証金	396	1,072	1,133	2,317
合計	10,838	1,072	1,133	2,317

当連結会計年度(2024年6月30日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	11,884	-	-	-
売掛金	4,395	-	-	-
差入保証金	399	1,455	1,256	2,541
合計	16,679	1,455	1,256	2,541

2. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2023年6月30日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	-	5,907	-	-	1,000
長期借入金	1,216	940	727	512	53	-
合計	1,216	940	6,634	512	53	1,000

当連結会計年度(2024年6月30日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	-	5,907	-	-	-	1,000
長期借入金	1,999	1,786	1,571	1,112	569	-
合計	1,999	7,693	1,571	1,112	569	1,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	9	-	-	9
資産計	9	-	-	9

当連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	12	-	-	12
資産計	12	-	-	12

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2023年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	4,595	-	4,595
資産計	-	4,595	-	4,595
社債	-	6,913	-	6,913
長期借入金	-	3,447	-	3,447
負債計	-	10,361	-	10,361

当連結会計年度（2024年6月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	5,047	-	5,047
資産計	-	5,047	-	5,047
社債	-	6,873	-	6,873
長期借入金	-	7,008	-	7,008
負債計	-	13,882	-	13,882

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

一定の債権分類ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規発行又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

前連結会計年度（2023年6月30日）

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9	2	7
	小計	9	2	7
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		9	2	7

（注） 非上場株式（連結貸借対照表計上額175百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2024年6月30日）

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12	2	10
	小計	12	2	10
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		12	2	10

（注） 非上場株式（連結貸借対照表計上額175百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
退職給付債務の期首残高	612 百万円	684 百万円
勤務費用	95	105
利息費用	6	6
数理計算上の差異の発生額	6	36
退職給付の支払額	24	27
退職給付債務の期末残高	684	805

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
非積立型制度の退職給付債務	684 百万円	805 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	684	805
退職給付に係る負債	684	805
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	684	805

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
勤務費用	95 百万円	105 百万円
利息費用	6	6
数理計算上の差異の費用処理額	21	19
過去勤務費用の費用処理額	24	-
確定給付制度に係る退職給付費用	147	131

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
数理計算上の差異	28 百万円	16 百万円
過去勤務費用	24	-
合計	52	16

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
未認識数理計算上の差異	31 百万円	48 百万円
合計	31	48

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
割引率	1.0%	1.0%
予想昇給率	2023年6月30日を基準日として 算定した年齢別昇給指数を使用 しております。	2024年6月30日を基準日として 算定した年齢別昇給指数を使用 しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回株式報酬型 ストック・オプション	第2回株式報酬型 ストック・オプション	第3回株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 5名 (委任契約型)	当社取締役 6名 当社執行役員 7名 (委任契約型)	当社取締役 6名 当社執行役員 5名 (委任契約型)
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 31,740株	普通株式 37,860株	普通株式 21,180株
付与日	2015年11月17日	2016年10月18日	2017年10月17日
権利確定条件	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	自 2015年11月18日 至 2055年11月17日	自 2016年10月19日 至 2056年10月18日	自 2017年10月18日 至 2057年10月17日

	第4回株式報酬型 ストック・オプション	第5回株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 4名 (委任契約型)	当社取締役 6名 当社執行役員 5名 (委任契約型)
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 14,400株	普通株式 15,360株
付与日	2018年10月16日	2019年10月16日
権利確定条件	定めはありません。	定めはありません。
対象勤務期間	定めはありません。	定めはありません。
権利行使期間	自 2018年10月17日 至 2058年10月16日	自 2019年10月17日 至 2059年10月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年3月1日付株式分割(1株につき2株の割合)、2023年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回株式報酬型 ストック・オプション	第2回株式報酬型 ストック・オプション	第3回株式報酬型 ストック・オプション	第4回株式報酬型 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	4,860	9,180	5,880	6,480
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	4,860	9,180	5,880	6,480

	第5回株式報酬型 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	8,520
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	8,520

(注) 2021年3月1日付株式分割(1株につき2株の割合)、2023年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。



単価情報

	第1回株式報酬型 ストック・オプション	第2回株式報酬型 ストック・オプション	第3回株式報酬型 ストック・オプション	第4回株式報酬型 ストック・オプション
権利行使価格(注)(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価 単価(円)	4,406	3,933	6,882	9,550

	第5回株式報酬型 ストック・オプション
権利行使価格(注)(円)	1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価 単価(円)	8,736

(注) 2021年3月1日付株式分割(1株につき2株の割合)、2023年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の権利行使価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 ( 2023年 6月30日 )	当連結会計年度 ( 2024年 6月30日 )
繰延税金資産		
未払事業税	46百万円	59百万円
前受収益	33	23
賞与引当金	97	118
減価償却超過額	464	494
退職給付に係る負債	205	242
長期未払金	3	3
減損損失	130	126
資産除去債務	211	229
税務上の繰越欠損金	82	188
その他	111	210
繰延税金資産小計	1,389	1,697
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	23	67
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	247	295
評価性引当額小計	270	362
繰延税金資産合計	1,118	1,334
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	130	135
固定資産圧縮積立金	6	9
その他	2	9
繰延税金負債合計	138	154
繰延税金資産の純額	979	1,179

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 ( 2023年 6月30日 )	当連結会計年度 ( 2024年 6月30日 )
法定実効税率	30.1%	30.1%
( 調整 )		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
法人税の特別控除額	4.9	5.1
住民税均等割	3.9	3.5
海外子会社の税率差異	0.0	0.2
税効果の対象としなかった一時差異の増減	0.6	4.6
連結消去による影響	-	3.0
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.0	30.5

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数(主に20年)と見積り、割引率は当該見込期間に見合う開店時の国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
期首残高	613百万円	708百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	90	60
時の経過による調整額	6	6
資産除去債務の履行による減少額	3	10
為替換算差額	0	3
期末残高	708	768

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、飲食店事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
直営店売上高	86,358	100,520
フランチャイズ加盟企業関連売上高	5,893	6,609
その他売上高	23	25
顧客との契約から生じる収益	92,274	107,156
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	92,274	107,156

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1)直営店売上

直営店に来店する顧客からの注文に基づき飲食サービスを提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。対価については、現金払いは即時、クレジットカード払いはクレジットカード会社の支払条件に従い短期のうちに支払いを受けております。

(2)フランチャイズ加盟企業関連売上

・フランチャイズ加盟金

フランチャイズ契約時に一括して対価を受領し、当該対価を契約負債として認識しております。フランチャイズ契約は、店舗運営のノウハウを一定の期間にわたりフランチャイズ店へ提供するものであるため、当該一定の期間にわたり収益を認識しております。

・フランチャイズ加盟企業への食材等の販売

食材等をフランチャイズ店に引き渡した時点で収益を認識しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に受領しております。

・ロイヤルティ収入

フランチャイズ店の売上高の発生に応じて収益を認識しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に受領しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
契約負債(期首残高)	220	182
契約負債(期末残高)	182	157

契約負債は、主にフランチャイズ加盟金であります。

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は、それぞれ85百万円及び65百万円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
1年以内	65	50
1年超2年以内	32	29
2年超3年以内	22	19
3年超	62	58
合計	182	157

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社グループは、飲食店事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社グループは、飲食店事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に存在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する取引で、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に存在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する取引で、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社は、飲食店事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

当社は、飲食店事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

当社は、飲食店事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

#### 【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

1. 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

2. 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

3. 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり純資産額	686円37銭	816円19銭
1株当たり当期純利益	129円48銭	158円15銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	127円78銭	151円95銭

(注) 1. 当社は、2023年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年6月30日)	当連結会計年度 (2024年6月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	24,954	29,558
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	481	455
(うち新株予約権(百万円))	(310)	(310)
(うち非支配株主持分(百万円))	(171)	(144)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	24,472	29,103
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	35,655,194	35,657,177

(注) 3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当連結会計年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,693	5,639
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,693	5,639
期中平均株式数(株)	36,250,331	35,657,819
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	484,538	1,454,922
(うち新株予約権(株))	(484,538)	(1,454,922)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)物語コーポレーション	第1回 無担保転換 社債型新株予 約権付社債	2021年3月3日	5,875	5,887	-	なし	2026年3月3日
(株)物語コーポレーション	第2回 無担保社債	2023年2月17日	1,000	1,000	0.8	なし	2030年2月17日
合計	-	-	6,875	6,887	-	-	-

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行すべき株式の内容	(株)物語コーポレーション普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	2,074
発行価額の総額(百万円)	6,119
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の 総額(百万円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2021年3月4日 至 2026年3月3日

(注) 1. 新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の振込があったものとします。

また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

2. 2023年3月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、株式の発行価格が調整されております。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	5,907	-	-	-



【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	1,000	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,216	1,999	0.298	-
1年以内に返済予定のリース債務	1	8	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,234	5,040	0.347	2025年～2029年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	8	9	-	2025年～2030年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	3,461	8,057	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,786	1,571	1,112	569
リース債務	2	2	2	1

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

( 2 ) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 ( 百万円 )	25,909	52,005	80,588	107,156
税金等調整前四半期 ( 当期 ) 純利益 ( 百万円 )	2,057	3,831	6,421	8,081
親会社株主に帰属する四半期 ( 当期 ) 純利益 ( 百万円 )	1,335	2,459	4,166	5,639
1 株当たり四半期 ( 当期 ) 純 利益 ( 円 )	37.46	68.98	116.85	158.15

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 ( 円 )	37.46	31.52	47.87	41.30

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,892	11,051
売掛金	3,288	4,335
商品及び製品	576	533
原材料及び貯蔵品	137	126
前払費用	673	779
その他	923	1,090
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	3 11,489	3 17,916
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 20,965	1 24,463
構築物	2,385	2,663
機械及び装置	370	756
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	3,450	3,645
土地	1 1,437	1 1,353
リース資産	10	16
建設仮勘定	859	592
有形固定資産合計	29,479	33,491
無形固定資産		
借地権	169	214
ソフトウェア	496	562
その他	102	106
無形固定資産合計	768	883
投資その他の資産		
投資有価証券	185	188
関係会社株式	339	339
関係会社出資金	-	413
関係会社長期貸付金	1,121	1,151
長期前払費用	210	153
繰延税金資産	902	1,050
差入保証金	4,670	5,346
その他	308	340
貸倒引当金	68	445
投資その他の資産合計	3 7,669	3 8,539
固定資産合計	37,918	42,914
資産合計	49,407	60,830

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	3,190	3,700
短期借入金	-	1,000
1年内返済予定の長期借入金	1,121	1,999
未払金	1,562	1,931
未払費用	2,008	2,550
未払法人税等	1,495	1,829
前受金	7	2
預り金	425	537
前受収益	190	163
賞与引当金	325	394
株主優待引当金	47	137
店舗閉鎖損失引当金	2	-
その他	2,612	2,816
流動負債合計	13,082	17,063
<b>固定負債</b>		
社債	6,875	6,887
長期借入金	2,234	5,040
退職給付引当金	652	756
資産除去債務	678	737
その他	1,216	1,105
固定負債合計	11,658	14,527
負債合計	24,740	31,590
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,883	2,883
資本剰余金		
資本準備金	2,756	2,756
その他資本剰余金	-	9
資本剰余金合計	2,756	2,766
利益剰余金		
利益準備金	1	1
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	14	21
繰越利益剰余金	20,799	25,330
利益剰余金合計	20,815	25,354
自己株式	2,104	2,082
株主資本合計	24,351	28,922
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	5	7
評価・換算差額等合計	5	7
新株予約権	310	310
純資産合計	24,667	29,240
負債純資産合計	49,407	60,830

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
売上高	89,243	104,096
売上原価	30,897	35,919
売上総利益	58,346	68,176
販売費及び一般管理費	2 51,158	1, 2 59,733
営業利益	7,187	8,443
営業外収益		
受取利息及び配当金	18	21
受取賃貸料	11	11
為替差益	24	64
協賛金収入	22	222
移転補償金	-	3 69
その他	42	66
営業外収益合計	1 120	1 455
営業外費用		
支払利息	25	36
賃貸収入原価	8	8
貸倒引当金繰入額	-	376
その他	63	38
営業外費用合計	97	460
経常利益	7,210	8,439
特別利益		
固定資産売却益	-	4 390
特別利益合計	-	390
特別損失		
固定資産売却損	-	5 84
固定資産除却損	6 292	6 434
減損損失	161	52
店舗閉鎖損失	7 57	7 140
店舗閉鎖損失引当金繰入額	2	-
特別損失合計	513	712
税引前当期純利益	6,697	8,116
法人税、住民税及び事業税	2,144	2,657
法人税等調整額	141	148
法人税等合計	2,003	2,508
当期純利益	4,693	5,608

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)		当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		971	73.5	1,231	76.9
労務費		126	9.5	142	8.8
経費		223	16.8	226	14.1
当期総製造費用		1,321	100.0	1,599	100.0
当期製品製造原価		1,321		1,599	

原価計算の方法

原価計算の方法は、総合原価計算によっております。

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
減価償却費(百万円)	94	80
水道光熱費(百万円)	27	33

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,863	2,736	-	2,736	1	15	16,952	16,969
当期変動額								
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	20	20	-	20				-
固定資産圧縮積立金の積立				-				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-		0	0	-
剰余金の配当				-			847	847
当期純利益				-			4,693	4,693
自己株式の取得				-				-
自己株式の処分				-				-
自己株式処分差益				-				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	20	20	-	20	-	0	3,846	3,845
当期末残高	2,883	2,756	-	2,756	1	14	20,799	20,815

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4	22,565	3	3	310	22,879
当期変動額						
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）		40		-		40
固定資産圧縮積立金の積立		-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-		-
剰余金の配当		847		-		847
当期純利益		4,693		-		4,693
自己株式の取得	2,100	2,100		-		2,100
自己株式の処分		-		-		-
自己株式処分差益		-		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1	1	-	1
当期変動額合計	2,100	1,786	1	1	-	1,787
当期末残高	2,104	24,351	5	5	310	24,667

当事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,883	2,756	-	2,756	1	14	20,799	20,815
当期変動額								
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）				-				-
固定資産圧縮積立金の積立				-		11	11	-
固定資産圧縮積立金の取崩				-		4	4	-
剰余金の配当				-			1,069	1,069
当期純利益				-			5,608	5,608
自己株式の取得				-				-
自己株式の処分				-				-
自己株式処分差益			9	9				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	9	9	-	7	4,531	4,538
当期末残高	2,883	2,756	9	2,766	1	21	25,330	25,354

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,104	24,351	5	5	310	24,667
当期変動額						
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）		-		-		-
固定資産圧縮積立金の積立		-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-		-
剰余金の配当		1,069		-		1,069
当期純利益		5,608		-		5,608
自己株式の取得	0	0		-		0
自己株式の処分	22	22		-		22
自己株式処分差益		9		-		9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			2	2	-	2
当期変動額合計	21	4,570	2	2	-	4,572
当期末残高	2,082	28,922	7	7	310	29,240



【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

    その他有価証券

    市場価格のない株式等以外のもの

        時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

    市場価格のない株式等

        移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

    商品、貯蔵品

        最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

    製品、原材料

        総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

    建物

        定額法                    主な耐用年数 10年～31年

    その他

        主として定率法    主な耐用年数 3年～20年

        ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

    定額法

        なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

    所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

        リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

    外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

    債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

    従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に対応する額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

    将来の株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 直営店売上

直営店に来店する顧客からの注文に基づき飲食サービスを提供し、対価を受領した時点で収益を認識しております。

(2) フランチャイズ加盟企業関連売上

・フランチャイズ加盟金

フランチャイズ契約時に一括して対価を受領し、当該対価を契約負債として認識しております。フランチャイズ契約は、店舗運営のノウハウを一定の期間にわたりフランチャイズ店へ提供するものであるため、当該一定の期間にわたり収益を認識しております。

・フランチャイズ加盟企業への食材等の販売

食材等をフランチャイズ店に引き渡した時点で収益を認識しております。

・ロイヤルティ収入

フランチャイズ店の売上高の発生に応じて収益を認識しております。

6. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役及び従業員に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたり費用処理しております。

(重要な会計上の見積り)

外食事業に係る店舗固定資産の減損

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
有形固定資産	25,917	30,792
無形固定資産	185	229
合計	26,102	31,021

## 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、郊外ロードサイドを中心に当事業年度末現在、直営店448店舗を運営しており、店舗設備として建物の他、構築物、工具、器具及び備品等があります。店舗用の土地につきましては、自社所有は4店舗であります。

その他の情報は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載した内容と同一であります。

### （表示方法の変更）

#### （損益計算書）

前事業年度まで「営業外費用」に表示しておりました「株式報酬費用」（当事業年度5百万円）は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務  
担保に供している資産

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
建物	58百万円	55百万円
土地	265	265
計	324	321

担保に係る債務

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	400百万円	400百万円
計	400	400

2 保証債務

下記のフランチャイズ加盟企業について仕入先からの仕入債務の一部に対し、債務保証を行っております。  
債務保証

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
株式会社g l o b	186百万円	株式会社g l o b 197百万円
株式会社サンパーク	43	株式会社食物語 44
株式会社本久	42	株式会社サンパーク 43
株式会社元廣	39	株式会社本久 42
株式会社食物語	38	株式会社元廣 39
イフスコダイニング株式会社	35	イフスコダイニング株式会社 35
豊田産業株式会社	30	株式会社平和ダイニング 33
株式会社平和ダイニング	28	株式会社太陽エンタープライズ 31
ノヴィルオートモービルズ株式会社	28	豊田産業株式会社 30
株式会社ホコタ	24	ノヴィルオートモービルズ株式会社 28
株式会社太陽エンタープライズ	23	株式会社ホコタ 24
株式会社桜家	22	株式会社桜家 22
その他 38件	238	その他 39件 258
計	780	計 831

また、上記のほか、フランチャイズ加盟企業(有限会社サトー)の事業用定期建物賃貸借契約に対し、債務保証を行っていましたが、当事業年度において契約満了により終了しております。

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
短期金銭債権	11百万円	24百万円
長期金銭債権	295	328
短期金銭債務	0	104

4 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当事業年度 (2024年6月30日)
当座貸越極度額の総額	5,000百万円	6,000百万円
借入実行残高	-	1,000
差引額	5,000	5,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
営業取引による取引高	- 百万円	0百万円
営業取引以外の取引による取引高	7	13

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88.0%、当事業年度87.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12.0%、当事業年度12.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)	当事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)
給料及び手当	22,125百万円	26,364百万円
賞与引当金繰入額	322	390
退職給付費用	147	131
賃借料	5,348	5,974
減価償却費	3,448	4,211
株主優待引当金繰入額	47	137

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2023年 6月30日 )	当事業年度 ( 2024年 6月30日 )
繰延税金資産		
未払事業税	46百万円	59百万円
前受収益	33	23
賞与引当金	97	118
株主優待引当金	14	41
店舗閉鎖損失引当金	0	-
減価償却超過額	464	494
減損損失	123	126
借地権	16	19
関係会社未収入金	100	111
貸倒引当金	20	133
長期未払金	3	3
退職給付引当金	196	227
資産除去債務	204	221
その他	75	148
小計	1,398	1,730
評価性引当額	359	533
繰延税金資産合計	1,038	1,197
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	127	133
固定資産圧縮積立金	6	9
その他有価証券評価差額金	2	2
繰延税金負債合計	135	146
繰延税金資産の純額	902	1,050

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2023年 6月30日 )	当事業年度 ( 2024年 6月30日 )
法定実効税率	30.1%	30.1%
( 調整 )		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
住民税均等割	3.9	3.5
税効果の対象としなかった一時差異の増減	0.4	2.1
法人税の特別控除額	4.9	5.1
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9	30.9

( 収益認識関係 )

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	31,535	5,959	1,133 (47)	36,362	11,898	1,905	24,463
構築物	4,020	579	47 (5)	4,553	1,890	285	2,663
機械及び装置	789	528	-	1,317	561	143	756
車両運搬具	22	-	-	22	22	0	0
工具、器具及び備品	8,456	2,028	479	10,005	6,359	1,789	3,645
土地	1,437	1,087	1,171	1,353	-	-	1,353
リース資産	47	8	5	49	33	1	16
建設仮勘定	859	592	859	592	-	-	592
有形固定資産計	47,167	10,784	3,695 (52)	54,256	20,765	4,126	33,491
無形固定資産							
借地権	220	56	0	277	62	11	214
ソフトウェア	897	222	2	1,117	554	156	562
その他	129	91	85	135	28	1	106
無形固定資産計	1,247	370	88	1,529	646	168	883

(注) 1. 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりであります。

## (1) 増加

建物	新店50店舗出店、改修19店舗、東京フォーラムオフィス移転	5,409百万円
構築物	新店46店舗出店、改修14店舗、東京フォーラムオフィス移転	558百万円
工具、器具及び備品	新店50店舗出店、改修19店舗、東京フォーラムオフィス移転	1,276百万円
土地	店舗用地	1,087百万円
建設仮勘定	新店6店舗、改修1店舗、東京フォーラムオフィス設備	502百万円

## (2) 減少

建物	既存店7店舗閉店、改修19店舗に伴う除却、東京フォーラムオフィス移転による減少	1,067百万円
構築物	既存店1店舗閉店、改修11店舗に伴う除却 東京フォーラムオフィス移転による減少	32百万円
工具、器具及び備品	既存店6店舗閉店、改修19店舗に伴う除却、東京フォーラムオフィス移転による減少	272百万円
土地	店舗用地売却、旧東京フォーラムオフィス用地売却による減少	1,171百万円

2. 「当期減少額」欄の( )は内書きで、当期の減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	69	446	69	446
賞与引当金	325	394	325	394
株主優待引当金	47	137	47	137
店舗閉鎖損失引当金	2	-	2	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	9月中
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都府中市日鋼町1-1 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による ことができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL ( <a href="https://www.monogatari.co.jp/">https://www.monogatari.co.jp/</a> )
株主に対する特典	毎年6月30日及び12月31日現在の株主に対し、年2回、以下の基準により株主優待割 引券を贈呈する。 100株以上 3,500円相当の「株主様お食事ご優待券」を贈呈。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。  
 会社法第189条第2項各号に定める権利  
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利  
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第54期) (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日) 2023年9月26日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年9月26日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第55期第1四半期) (自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月9日東海財務局長に提出

(第55期第2四半期) (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月9日東海財務局長に提出

(第55期第3四半期) (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日) 2024年5月10日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2023年9月27日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年9月25日

株式会社物語コーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 泰彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀場 喬志

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社物語コーポレーションの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社物語コーポレーション及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

国内の店舗資産に対する減損会計の適用	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度末現在、連結貸借対照表に外食産業に係る直営店舗資産31,523百万円（有形固定資産31,293百万円、無形固定資産229百万円）を計上している。そのうち、親会社である株式会社物語コーポレーションの国内直営店舗の固定資産は有形固定資産30,792百万円、無形固定資産229百万円である。また、【注記事項】（連結損益計算書関係）7減損損失に記載のとおり、会社グループは直営店舗資産に関する減損損失115百万円を計上しており、そのうち、親会社である株式会社物語コーポレーションの国内直営店舗固定資産に関する減損損失は52百万円を計上している。</p> <p>会社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、本社費用等を配賦した後の営業損益が2期連続で赤字となるなど、業績が悪化している店舗については、減損の兆候があるものとみなしている。親会社における減損の兆候の判定に用いる店舗ごとの営業損益は、販売・購買・人事システムによる部門別の計算結果を財務会計システムに取り込むことにより集計されており、財務会計システム内の集計ロジックが適切に組成されていることを前提としている。</p> <p>また、減損の兆候がある店舗については、取締役会で決議・承認された総合予算の基礎となる店舗別の将来キャッシュ・フロー予測に基づき、店舗資産に対する投資が回収できるかどうかのテスト（減損損失の認識の要否の判定）を行い、店舗資産の帳簿価額を回収不能と判断した場合には、固定資産の減損損失を計上している。</p> <p>会社は業態開発力を企業の主要な競争力の源泉と位置づけ、新業態の開発や既存業態の改善に継続的に取り組みながら、複数の業態による展開を前提とした事業運営を行っており、親会社においては、郊外ロードサイドを中心に積極出店を継続している。しかし、顧客ニーズの変化や出店時に想定したどおりの来客を確保できないこと等の要因から、予算未達となっている店舗もある。</p> <p>また、減損損失の認識の要否の判定にあたって使用される店舗別の将来キャッシュ・フロー予測は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、販売促進施策及び原価低減施策による効果については、一定の仮定を置いて行っている。</p> <p>以上から、減損の兆候判定に用いる店舗の営業損益の集計は、財務会計システム内のロジックに依拠していることに加え、減損損失の認識の要否の判定にあたって使用される店舗別の将来キャッシュ・フロー予測には、経営者による主観的な判断や一定の仮定を伴う重要な会計上の見積りが含まれているため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は国内の店舗資産に対する減損会計の適用を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減損の兆候の判定に用いる店舗ごとの営業損益が正しく集計されていることを確かめるため、総勘定元帳を再集計した結果との一致を検証するとともに、販売・購買・人事システムによる計算結果との照合を内部専門家の業務を利用して行った。</li> <li>・減損損失の認識の要否の判定にあたって使用される店舗別の将来キャッシュ・フロー予測と、取締役会で承認された総合予算との整合性を検証した。また、予算の策定及び承認に関する内部統制の整備・運用状況を検証した。</li> <li>・販売促進施策及び原価低減施策等による売上高及び営業利益の増加を計画する店舗について、経営者が使用する仮定について質問するとともに、先行または試行導入されている店舗がある場合には、当該店舗における効果発現の実績と比較した。</li> <li>・当期の期初予算と実績の比較を行い、不確実性として考慮すべき経営者による見積りの偏向の有無を検討した。</li> <li>・経営者の見積りの合理性を評価するため、各店舗の予算に一定の不確実性を織り込んだ場合に、減損損失の認識の判定結果に影響を与えるか否か及びその余裕度について検討した。</li> <li>・将来キャッシュ・フローの見積期間について、店舗毎に締結している賃借契約の内容を把握した上で、主要な固定資産の経済的残存使用耐用年数との比較検証を行った。</li> <li>・回収可能価額の計算に際して適用されている割引率の合理性を検討するため、内部専門家を利用し検討を実施した。</li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社物語コーポレーションの2024年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社物語コーポレーションが2024年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2024年9月25日

株式会社物語コーポレーション

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

後藤 泰彦

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

堀場 喬志

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社物語コーポレーションの2023年7月1日から2024年6月30日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社物語コーポレーションの2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 国内の店舗資産に対する減損会計の適用

会社は、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度末現在、貸借対照表に外食産業に係る直営店舗資産31,021百万円（有形固定資産30,792百万円、無形固定資産229百万円）を計上している。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（国内の店舗資産に対する減損会計の適用）と同一内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。  
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。